

府中市出口川湧水処理施設  
運転管理業務

特記仕様書

## 目 次

第1条 目的	2
第2条 適用範囲	2
第3条 業務の履行	2
第4条 業務の内容	2
第5条 総括責任者の職務	4
第6条 委託期間	4
第7条 権利義務の譲渡等	4
第8条 委託又は下請負	4
第9条 法令の遵守	5
第10条 薬品の管理	5
第11条 総括責任者、運転管理員の承認	5
第12条 提出書類	5
第13条 総括責任者、運転管理員の従事体制	6
第14条 大雨時の対応	6
第15条 緊急事態発生時の対応	6
第16条 安全衛生管理	7
第17条 安全教育	7
第18条 施設、設備等の使用	7
第19条 乙の経費負担	7
第20条 甲の経費負担	7
第21条 委託業務の調査等	8
第22条 損害の負担	8
第23条 委託料の支払い	8
第24条 契約の解除	8
第25条 契約の解除	8
第26条 契約終了時の業務引き継ぎ	8
第27条 個人情報及び情報資産の取扱い	9
第28条 守秘義務	9
第29条 雜則	9
第30条 疑義が生じた場合	9
第31条 施設対象規模	9
第32条 計画処理量	10
第33条 機器設備一覧	10
第34条 その他	13

# 府中市出口川湧水処理施設 運転管理業務

## 特記仕様書

### (目的)

第1条 本仕様書は、府中市（以下「甲」という。）が設置する出口川湧水処理施設の運転管理の業務を受託者（以下「乙」という。）が円滑に履行するためのものであり、流域住民の良好な生活環境の保全のため、処理施設を常に最良な状態で、安全かつ経済的に運転管理業務を行うことを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 乙に委託する業務は、契約書及び本仕様書に定めた範囲とする。

### (業務の履行)

第3条 乙は、業務の実施にあたっては、甲と緊密な連絡を取りながら行わなければならぬ。

- 2 乙は、施設の機能を十分理解し、契約書及び本仕様書その他関係法令等に基づき甲の指示に従い誠実に業務を履行しなければならない。
- 3 乙は、業務に従事する者の労務管理を十分行い、施設の重要性を念頭におき、あらゆる事態に対処できる体制を整えなければならない。
- 4 乙は、施設の構造、性能を熟知し、運転に精通するとともに、常に問題意識を持ち、創意工夫し業務の履行に努めなければならない。
- 5 乙は、契約満了又は契約の解除により乙が変更になる場合は、業務の引継ぎに協力しなければならない。

### (業務の内容)

第4条 業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 施設の維持管理業務

- ア 電気設備、湧水処理設備、操作卓、制御装置及びその他の設備の保守・維持管理業務
- イ 各槽の保守・維持管理業務
- ウ 出口川湧水処理施設の管理清掃業務

#### (2) 施設の監視業務

- ア 操作卓、現場による湧水の処理状況監視業務
- イ 場内不法侵入の有無の監視業務

(3) 運転管理及びその関連業務

ア 处理量の管理業務

(ア) 原水流入状況、処理量の管理

(イ) 季節、天候等を考慮した日処理量の計画

イ 水質管理業務

(ア) 流入原水水質(電気導電率、pH)、各処理過程のpHの測定と記録

(イ) 各処理工程ごとの薬品注入状況、フロック形成状況などの運転管理

(ウ) 自主水質検査(運転管理上必要な項目を実施)

ウ 水質計器、ポンプ及び操作盤、薬品注入ポンプ、その他の機器類の運転管理業務

エ 排水処理施設管理業務

(ア) スラッジの発生状況を考慮した脱水機の運転

(イ) 脱水ケーキ搬出時の輸送車への積込作業の補助及び搬出立会い

オ 日報・月報作成管理業務

(ア) 湧水処理施設の日報・月報作成管理

(イ) 排水処理施設の(運転)日報・月報作成管理

カ 薬品管理業務

(ア) 各薬品の使用量の記録・報告

(イ) 各薬品の在庫量の記録・報告

(ウ) 各薬品の手配と補充

キ 予備品管理業務

(ア) 予備品類の台帳管理

(イ) 予備品類の整理整頓

ク 緊急時等の対応

(ア) 警報発生等異常時の対応

(イ) 大雨等による異常流入時の対応

(4) 簡易な修繕業務

ア 乙は、点検整備により発見した不良個所若しくは、故障の発生した破損個所のうち、現場で修理可能なものについては、作業終了後写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合においては、応急措置を行うとともに、甲に報告する。

イ 設備の簡易な修繕、調整に必要な材料、資材等及びカメラ、工具類、安全対策器具については乙の負担とする。

(5) その他の業務

ア 施設内及び敷地内の日常簡易清掃

イ 施設のトイレ清掃

ウ 槽清掃時の立会

エ 施設の開錠及び施錠の確認

- オ 甲が行う工事及び保守点検等の立会い
- カ 図書類の整理
- キ 貸与備品等の管理
- ク 盗難防止措置
- ケ 火災予防
- コ その他施設の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

(6) その他の業務の内容について

- ア 乙は、施設の火災を未然に防止するため、箇所ごとに火元責任者を選び、火気の正確な取り扱い及び後始末を徹底させ、火災の防止に努めること。
- イ 乙は、現場における設備機器、工具備品等の盗難及び、業務場所への侵入者を防止するために施錠を励行し、異常を発見した場合には直ちに甲に報告するものとする。
- ウ 乙は、処理経費の節減について、甲と協議し、費用対効果等の分析検討を行い、運転維持管理に係る処理費の削減を図らなければならない。

2 業務の実施体制は次に掲げるものとする。

本業務の実施体制は、次に掲げるものを必須事項とし、業務時間、従事人数等については、乙は甲と協議し、承諾を得る。

- (1) 乙は、過去10年間に日本国内の自治体において、計画1日最大処理量70m<sup>3</sup>以上の重金属処理施設の運転管理業務の元請受注実績を2年以上有するものであること。
- (2) 総括責任者は、運転管理員の指揮監督経験を有すること。
- (3) 運転管理員は、重金属処理施設において3ヶ月以上の運転管理業務の経験を有すること。

(総括責任者の職務)

第5条 総括責任者は、契約書、仕様書、その他の関係書類により業務の目的、内容等を十分理解して職務を履行するとともに、技術員の指揮、監督、教育及び事故の防止に努めること。

2 総括責任者は、日常の業務履行にあたって、運転員と日々の業務確認を行い、安全に運転を行っていくための指示を行うこと。

3 総括責任者は、月に1回以上の定例会を実施し、運転に関して甲と協議を行うこと。

(委託期間)

第6条 委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約に生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(委託又は下請負)

第8条 乙は、本委託業務の一部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせて

はならない。

- 2 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、予め書面により甲に通知し、甲の承諾を得なくてはならない。

(法令の遵守)

第9条 乙は、労働関係法令の遵守はもとより、本委託の実施に必要な関係法令を遵守しなければならない。

(薬品の管理)

第10条 乙は、毒物劇物管理責任者又は同等の資格を有する者を毒物劇物管理責任者として選任しなければならない。

- 2 乙は、毒物劇物危害防止規定を制定し、毒物劇物の管理体制を明確にし、保健衛生上の危害を未然に防止しなければならない。
- 3 乙は、各薬品の毎日の使用量・入荷量を記録し、薬品の出入りを明確にしなければならない。
- 4 乙は、毎日の薬品使用量により今後の使用量を推測し、適時薬品を手配、搬入しなければならない。
- 5 乙は、薬品貯留設備において日常点検及び年1回の定期点検を実施し、記録しなければならない。
- 6 乙は、特定化学物質等作業主任者技能講習を修了している者を特定化学物質等作業主任者として選任しなければならない。
- 7 乙は、各薬品の納入時、誤注入を防止するため、納品された薬品の量及び銘柄の確認を行わなければならない。

(総括責任者、運転管理員の承認)

第11条 乙は、契約締結後速やかに総括責任者、運転管理員の住所、名前、年齢及びその他必要事項を書類により甲に提出し承認を得なければならない。また、異動がある場合も同様とする。

- 2 甲は、次に掲げる事項に該当したときは、総括責任者、運転管理員の承認を取り消すことができる。

- (1) 公序良俗に反する行為を行った場合。
- (2) 勤務態度の不良が認められた場合。
- (3) 業務の実施に著しい不適正を認めた場合。
- (4) 資質及び職務に対して不備が認められる場合。

(提出書類)

第12条 乙は、契約後速やかに甲の定める契約関係書類のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、(1)～(5)は契約後速やかに、(6)、(7)は必要に応じ提出すること

- (1) 業務実施計画書

- (2) 統括責任者（変更）届
- (3) 業務従事者（変更）届
- (4) 資格取得者等（変更）届
- (5) 緊急連絡体制表
- (6) 運転管理
  - ア 各種運転管理業務記録表 業務日毎
  - イ 各種運転管理業務月報 月毎
  - ウ 補修及び交換部品実績表 月毎
- (7) その他必要な書類
  - ア 事故（経過）報告書
  - イ 業務委託に関する協議書（受託者発議用）

（総括責任者、運転管理員の従事体制）

第13条 乙は、仕様書に定める運転管理業務に対し、十分対応できる人員を常に確保しなければならない。

- 2 乙は、本施設に配置を予定する業務従事者の氏名、年齢、経歴及び資格を記載した業務従事者届を甲に提出すること。委託期間内における運転管理員の入れ替え時及び一時的な応援のための業務従事者についても同様とする。
- 3 乙は、本施設を適正に管理運営するため、業務従事者届に記載のある人員の中から、必要な人員を本施設に配置すること。
- 4 受託者は、業務従事者届に記載のある人員の中から総括責任者を選任しなければならない。ただし、総括責任者は運転管理員を兼務することができる。
- 5 本施設に配置する業務従事者に対する関係法令の遵守に向けた指導・教育については、すべて乙の負担と責任により行うものとする。
- 6 甲は、業務従事者で明らかに業務の履行上、著しく不適格と認められる者があった場合には、その理由を明示し必要な措置を求めることができる。この場合において、乙は業務に支障がないよう、必要な措置をとること。

（大雨時の対応）

第14条 乙は、台風や集中豪雨など異常流入が予測される場合は、業務時間のいかんに係わらず常に連絡体制を整備し、昼夜連続運転を行い未処理水の流出を防止するように努めなければならない。

また、暴風等による二次災害を回避するため、周囲の安全点検を行い、敷地内にある物品等を移動させるなど、事前に安全対策を実施し報告すること。

（緊急事態発生時の対応）

第15条 乙は、災害・機器故障など緊急事態発生時には、緊急時対応マニュアル等に則り必要な処置を講ずるとともに、次に掲げる事項を甲に報告しなければならない。

- (1) 被害施設等の種類及び数量

- (2) 被害状況及び程度
- (3) 被害の原因
- (4) 応急処置の概況
- (5) その他の被害状況

(防災訓練等の実施)

第 16 条 乙は、出口川湧水処理場危機対応マニュアル緊急時に基づき、防災組織及び連絡体制が適切に機能するよう、定期的に防災訓練等を行うこと。

- 2 乙は防災訓練等の内容及び参加者について甲と協議し、合同で行うこと。

(安全衛生管理)

第 17 条 乙は、感染症等に関して、平素から安全衛生管理を十分に行わなければならない。

- 2 乙は、労働安全衛生法及びその他災害関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
- 3 乙は、業務履行に当たり事故防止を図るため、適宜、安全対策を明確にしておくこと。
- 4 乙は、電気、薬品類、毒性ガス等の取扱に対し、必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び技術員の配置割り当てを行い、危険防止に努めること。
- 5 乙は、業務範囲の施設、建物及びその周辺の清掃を常に心掛け、物品などの整理に努めなければならない。
- 6 乙は、業務履行に当たり安全管理上の障害が生じた場合には、直ちに必要な措置を講じ、かつ速やかに甲に連絡すること。
- 7 乙の要請により、必要と認められる安全処置は甲が講じるものとする。

(教育訓練)

第 18 条 乙は、運転管理員に対して施設などの安全に関し、必要な知識及び技能に関する運転管理マニュアルを作成し教育をしなければならない。

- 2 運転に必要な教育・訓練は、机上研修、現場研修、実地研修を含むものとし、運転管理員と甲の担当職員が合同で定期的に実施するものとする。

(施設、設備等の使用)

第 19 条 乙は、処理場の施設、設備及び備品等（以下「施設等」という。）を善良な管理者としての注意義務をもって使用しなければならない。

- 2 乙は、施設の使用にあたり乙の瑕疵により破損、汚損等が生じたときは、乙の負担により弁償しなければならない。

(乙の経費負担)

第 20 条 次に掲げる経費は乙の負担とする。

- (1) 薬品費
- (2) 電気動力費
- (3) ガス費
- (4) 作業服

- (5) 安全対策用具(ヘルメット、保護メガネ、防毒マスク等)
- (6) 乙が業務に使用する車輌
- (7) 点検整備に必要な工具及び測定器具類
- (8) 事務用消耗品
- (9) 机、ロッカー、パソコン等の備品
- (10) 電話、FAX、コピー機及びその他情報通信設備等の機器
- (11) 前号の機器に係る設置費及び使用料
- (12) 乙が使用する日用品
- (13) 定期健康診断に要する費用
- (14) 運転管理上必要な分析費用 (原水：1回/月・処理水：1回/月・アルカリ汚泥貯槽濃度：1回/月・脱水ケーキ含水率1回/月・必要に応じた簡易検査)
- (15) 業務従事者が通勤のため、普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪車を除く。）を敷地内に止める場合は、負担金として1台につき月1,600円、二輪車（自転車を除く。）を止める場合は、負担金として1台につき月320円、市が発行する納付書にて収めなければならない。（尚、負担金は府中市本庁舎等駐車場の目的外使用等に関する規程の例による。）
- (16) その他必要なもの

(甲の経費負担)

第21条 次に掲げる経費は甲の負担とする。

- (1) 水質分析費 (原水：1回/月・処理水：1回/月・脱水ケーキ含水率、含有量試験、溶出試験：1回/年)
- (2) 電極及び内部液等 pH 計関係消耗品
- (3) 脱水汚泥ケーキ運搬及び処分費用
- (4) その他、甲が必要と認める費用

(委託業務の調査等)

第22条 甲は必要があると認めるときは、委託業務の処理状況について、調査を行い、または、報告を求めることができる。

2 乙は、甲の中間検査及び完了検査を受けなければならない。

3 乙は、第2項の検査で指摘があるときは、直ちに補正して甲へ報告しなければならない。

(損害の負担)

第23条 乙は、委託業務の実施につき、甲並びに第三者に損害を与えたときは、その賠償の費用を負担する。ただし、甲の責に帰すべき理由により賠償が生じたときの費用は、甲が負担するものとする。

(委託料の支払い)

第 24 条 委託料の支払いについては、別に甲及び乙が協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第 25 条 甲は、次に掲げる事項に該当する場合は、委託業務の全部又は一部について、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの仕様書に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が甲の指示に従わないとき。
- (3) 乙の委託業務遂行中において、甲が不適当と認める事情が生じたとき。
- (4) 乙が契約の解除を申し出たとき。
- (5) 甲の都合により、契約を解除する必要が生じたとき。

2 乙は、契約を解除しようとするときは、その解除しようとする日の 3 ヶ月前までに文書により申し出なければならない。

第 26 条 甲が前条の規定により契約を解除した場合においては、乙は異議の申し立て及び補償金等の要求は行わないものとする。

(契約終了時の業務引継ぎ)

第 27 条 乙は、本業務委託が終了するまでに甲と協議して期間を定め、委託に関するすべての事項について次の受託者に引継ぎを行わなければならない。

2 引継ぎは、甲の立会いの下、乙と次の受託者間で行い、引継確認書を甲に提出するものとする。

3 乙は、受託期間を通じて業務引継書を作成するものとする。業務引継書は、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を次の受託者が把握できるような以下の項目の内容とする。

- (1) 通常運転時の機能の発揮状況
- (2) 各機械の振動、異音等の状態
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転方法
- (5) 汚泥搬出に関するこ
- (6) 台風、大雨、停電、地震時の対応内容
- (7) その他留意事項

4 乙は、業務引継書を次の受託者へ引継ぐものとする。なお、この業務引継書に記載された内容について次の受託者から説明等の申出があった場合には、乙は誠意をもって対応しなければならない。

5 引き継ぎにかかる費用については、次の受託者が負担するものとする。

(個人情報及び情報資産の取扱い)

第 28 条 乙は、別紙 4 「個人情報・情報資産取扱特記事項」に基づき、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適

正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第 29 条 乙は、業務上知り得た情報を甲の許可なく公表してはならない。また、契約期間満了後も同様とする。

(雑則)

第 30 条 乙は、甲に指示されない事項であっても、維持管理上当然必要な業務等については、良識ある判断に基づいてこれを行わなければならない。また、乙は管理する上で乙の責めに帰する事が出来ない理由により、施設又は設備に支障がある場合は、甲に対し、その改善を求めることができる。

2 本業務委託に伴って得られる全ての資料等は甲に帰属させるものとし、甲の許可なく公表してはならない。

(疑義が生じた場合)

第 31 条 この仕様書に定めない事項又はこの仕様書に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲、乙双方が協議して定めるものとする。

(施設対象規模)

第 32 条 処理方式 アルカリ凝集沈殿法

処理水量 150 m<sup>3</sup>/日

(計画処理水質)

第 33 条 計画処理水質は、次表による。

項目	流入水 (最大)	処理水
pH	3. 1	5. 8 ~ 8. 6
カドミウム	1 5 mg/l	0. 03 mg/l以下
銅	3 80 mg/l	1. 0 mg/l以下
亜鉛	4 50 mg/l	2. 0 mg/l以下
アルミニウム	3 80 mg/l	3. 0 mg/l以下

(機器設備一覧)

第34条 機器設備一覧は、次表による。

機 器 設 備 一 覧 (湧水処理)

機 器 名	仕 様 及 び 能 力	台 数
原水移送ポンプ	自吸式ポンプ 100A×1.4 m <sup>3</sup> /min×9.5mH×3.7kw	1 台
調整ポンプ	立形自吸式ポンプ 40A×140ℓ/min×6mH×1.5kw	2 台
混和槽搅拌機	立形搅拌機 375rpm×0.4kw	1 台
苛性ソーダ注入ポンプ	直動ダイヤフラム式 1.0ℓ/min×1.0 MPa×0.2 kw	2 台
苛性ソーダ貯留槽	F R P 製円柱密閉型 40 m <sup>3</sup>	2 基
塩化第二鉄注入ポンプ	直動ダイヤフラム式 0.36ℓ/min×1.0MPa×0.2kw	2 台
塩化第二鉄貯留槽	F R P 製円柱密閉型 8 m <sup>3</sup>	1 基
凝集槽搅拌機	立形搅拌機 60.3rpm×0.75kw	1 台
凝集助剤注入ポンプ (アルカリ)	直動ダイヤフラム式 0.72ℓ/min×1.0MPa×0.2kw	2 台
凝集助剤自動溶解装置	10kg/hr×0.06kW×200V 溶解タンク 500ℓ	1 台
凝集沈殿槽汚泥搔き機	中心駆動式(サイクロ減速機) 1/12427 x 0.2kw x 144kgf·m	1 台
スカムスキマー	φ 215×H147	4 基
汚泥引抜ポンプ (アルカリ)	遠心ポンプ 80A×50A×270ℓ/min×5mH×1.5kw	2 台
雑排水ポンプ	水中うず巻きポンプ 50A×0.12 m <sup>3</sup> /min×8mH×0.48kw	1 台
中和槽搅拌機	立形搅拌機 375rpm×1.5kw	1 台

機 器 名	仕 様 及 び 能 力	台 数
硫酸注入ポンプ	直動ダイヤフラム式 0.12ℓ/min × 1.0MPa × 0.1kw	2 台
硫酸貯留槽	F R P 製円柱密閉型 4 m <sup>3</sup>	1 基
搅拌槽搅拌機	立形搅拌機 60.3rpm × 0.75kw	1 台
凝集助剤注入ポンプ (アルミ)	直動ダイヤフラム式 0.36ℓ/min × 1.0MPa × 0.2kw	2 台
沈殿槽汚泥搔き機	中心駆動式(サイクロ減速機) 1/12427 x 0.2kw x 144kgf·m	1 台
汚泥引抜ポンプ (アルミ)	遠心ポンプ 80A × 50A × 120ℓ/min × 5mH × 1.5kw	2 台
処理水循環ポンプ	汚水用水中ポンプ 50A × 180ℓ/min × 5mH × 0.4kw × 100V	1 台
井戸ポンプ	深井戸水中ポンプ 40A × 210ℓ/min × 32mH × 2.2kw	1 台
給水ユニット自動給水装置	受水槽容量 2000ℓ 210ℓ/min × 21mH × 1.5kw(ポンプ 2 台)	1 式
導電率計	4 電極方式 0~10mS/cm AC100V × DC4-20mA	2 基
混合槽 pH 計	ガラス電極法 AC100V × DC4-20mA	2 基
中和槽 pH 計	ガラス電極法 AC100V × DC4-20mA	2 基
薬液洗浄装置	塩酸洗浄方式 100V	1 基
コンプレッサー(洗浄装置用)	オイルレス 25ℓ/min × 1730rpm × 0.2kw × 100V	1 基
処理水監視槽 pH 計	ガラス電極法 AC100V × DC4-20mA	2 基
汚泥界面計	自動洗浄型 光学センサー方式 × 100V	2 基
放流流量計	電磁流量計 潜水型 50A	1 基

機 器 名	仕 様 及 び 能 力	台 数
pH 設定器	デジタル設定器 AC100－240V	2 基
記録計	打点式記録計 SRF102	1 基
雨量計	自記電接計数器 電圧 直流 3V 電流 100mA	1 基
調整槽水位計	水位センサー (レーダー式レベルセンサー) FR-LM20 (DC24V ロングレンジ 20m)	2 台
水位計盤	屋外窓付 B O X W500×H630×D220 架台H700	1 面

### 機 器 設 備 一 覧 (汚泥処理)

機 器 名	仕 様 及 び 能 力	台 数
汚泥脱水機	ベルトプレス型 1.1 m <sup>3</sup> /時 × 1.05kw	1 台
脱水ケーキ搬送ポンプ	一軸ネジ式ポンプ 50A × 0.3 m <sup>3</sup> /h × 0.75kw(ホンブ) + 0.75kw(フイタ)	1 台
給泥ポンプ	遠心ポンプ 80A × 50A × 0.06 m <sup>3</sup> /min × 10mH × 1.5kw	2 台
脱離液移送ポンプ	自吸ポンプ 40A × 220ℓ/min × 9.5mH × 0.75kw	2 台
プロワ	ルーツプロワ φ 50 × 1.6 m <sup>3</sup> /min × 0.35kg/cm <sup>2</sup> × 2.2kw	2 台
コンプレッサー(脱水機用)	オイルレス 75ℓ/min × 980 min <sup>-1</sup> × 0.75kw	1 台
反応槽攪拌機(アルカリ)	0～600min <sup>-1</sup> × 0.2kw	1 台
汚泥脱水助剤注入ポンプ (アルカリ)	12.0ℓ/min × 0.3MPa × 0.4kw	2 台
汚泥脱水助剤自動溶解装置(アルカリ)	30kg/Hr × 200V × 60w	1 基
ケーキホッパー	左右独立開閉型 10 m <sup>3</sup>	2 基
ホッパー床排水ポンプ	汚水用水中ポンプ	1 台

	32A×70ℓ/min×4.5mH×0.15kw×100V	
脱水機室有圧換気扇	高所取付用 2100 m <sup>3</sup> /h×61.5kw×100V	1 基

### 機 器 設 備 一 覧 (事故防止)

緊急遮断弁	BR 型モーターボールバルブ (J10K フランジ形) BR シリーズ(JIS10K) HD1BR201TFF-100	1 台
汚泥返送設備	汚泥返送ポンプ 50DV6.75B	1 台
	ポンプ制御盤 0.75KW	1 台
監視カメラ設備	ネットワークカメラ AXIS M5525-E PTZ Network Camera	4 台
	PC 15.6 型ワイドフル HD	1 台

(その他)

第 35 条 運転管理員は地元雇用を優先する。

## 業務区分表

別紙1

項目		市	受託者
施設運転管理	【運転管理】 電気設備管理、湧水処理設備管理、操作卓及び制御装置管理 水質計器、ポンプ設備管理、操作盤設備管理、薬品注入ポンプ設備管理、各槽の管理、その他当施設に係る設備管理		○
	排水処理施設管理 搬出立会い		○
	脱水機の運転		○
	脱水ケーキ搬出時の積込作業補助		○
	脱水汚泥ケーキ運搬及び処分費	○	
	施設の監視 操作卓、現場による湧水の処理状況確認		○
	場内不法侵入の監視		○
	処理量の管理 原水流入状況、処理量の管理		○
	季節、天候等を考慮した日処理量の計画		○
	資格者の配置 毒物劇物管理者又は同等の資格を有する者		○
	水質管理 流入原水水質(電気導電率、pH)の測定と記録		○
	各処理過程のpHの測定と記録		○
	各処理工程ごとの薬品注入状況		○
	フロック形成状況などの運転管理		○
検査	水質検査 放流水公的水質検査(項目:マニュアルへ記載)	○	
	自主水質検査(項目:特記仕様書に記載)		○
事務管理	その他法定検査 騒音測定、振動測定、悪臭測定等	対象外施設	対象外施設
	労務管理、安全衛生管理、 教育訓練、指導(安全・技術ほか)、 湧水処理施設の日報月報等書類作成、施設運転管理計画		
	排水処理施設の(運転)日報・月報作成管理		○
	備品在庫管理、書類・データ管理、 物品・消耗品・ユーティリティー管理		
	被服、安全保護具		
	施設内及び敷地内の日常簡易清掃		○
	施設のトイレ清掃		○
	敷地内溝の定期的清掃(搬出漏れ脱水汚泥含む)		○
	機器消耗部品交換作業、 pH電極交換作業等		○

項目		市	受託者
ユーティリティ	薬品	薬品補充の発注・受入調整	○
		各薬品の使用量の記録・報告	○
		各薬品の在庫量の記録・報告	○
		薬品貯留設備の日常点検及び年1回の定期点検	○
		薬品に係る費用の支払い	○
光熱水他	光熱水他	電気料金の支払い	○
		ガス代金の支払い	○
		日用品費の支払い	○
物品・消耗品の費用負担	設備用	機器消耗部品(オイル、グリス、Vベルト、記録紙等)	○
		電極及び内部液等pH関係 消耗品	○
		簡易補修用材料等	○
		作業服	○
		安全対策用具(ヘルメット、保護メガネ、防毒マスク等)	○
事務用	事務用	事務用品、事務機器、電話・通信機器、清掃用具等	○
		同上(受託者が使用するもの)	○
設備法定点検	消防設備保守点検(消防訓練と共に合同で実施する)		○ ○
定期整備	各水槽清掃(調整槽、新調整槽、混合槽、凝集槽、凝集沈殿槽、中和槽、攪拌槽、沈殿槽、監視槽、汚泥貯槽)清掃内容については、定例会で決定する		○
	電気計装設備定期整備、その他必要な定期整備		
	日常点検及び簡易清掃		○
什器・備品等の費用負担	自主水質検査用機械器具		○
	設備機器・計装機器及びその部品 ※機器整理簿による		○
	電工器具、作業用具類 ※工具整理簿による		○
	測定器具 ※機器整理簿による		○
	電話、FAX、コピー機及びその他情報通信設備等の機器		○
	机、椅子、書類棚等		○
その他	更新計画に関すること		○ ○
	運転管理員への運転管理マニュアルの作成及び運転教育		○
	施設管理上必要と認められる安全処置及び大規模修繕		○
	緊急時対応(大雨等による異常流入時及び警報発生等異常時)		○
	契約終了後の業務引継ぎ		○
	予算計上、委託契約締結、支払に関すること		○
	運用・利用ルール作成、周知、指導に関すること		○ ○

## 「個人情報・情報資産取扱特記事項」

### 1 基本的事項

受託者は、この契約に基づき委託された業務（以下「委託業務」という。）を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

### 2 定義

#### (1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### (2) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

#### (3) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることう。

#### (4) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

#### (5) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

### 3 秘密保持

受託者は、委託業務に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### 4 従業者の監督等

受託者は、その従業者に委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- ・委託業務に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、府中市個人情報保護条例に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、委託業務に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

#### 5 作業場所の制限

受託者は、定められた履行場所以外で委託業務に係る個人情報及び情報資産を取り扱ってはならない。ただし、府中市（以下「市」という。）の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 6 収集に関する制限

受託者は、委託業務の実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### 7 使用及び提供に関する制限

受託者は、委託業務以外の目的のために委託業務に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りではない。

#### 8 安全確保の措置

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、市が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

#### 9 複写、複製又は加工の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産が記録された文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、市の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

## 10 再委託の制限

受託者は、委託業務に係る個人情報及び情報資産については、自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、市の書面による承認があるときは、この限りでない。なお、市の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、契約書及び特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

## 11 委託業務終了時の返還、廃棄等

受託者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、委託業務に係る個人情報及び情報資産を、市の指示に従い、市に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等をしなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

## 12 報告及び監査・検査の実施

市は、受託者における委託業務に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、契約内容の遵守を確認するため、定期的に書面による報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

## 13 事故等発生時の報告

受託者は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに市に報告し、市の指示に従わなければならない。

## 14 事故等発生時の公表

市は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。

## 15 契約の解除

市は、受託者がこの特記事項の内容に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

府中市出口川湧水処理場 維持管理日報														天候:								
湧水処理施設										脱水処理施設												
調整槽 水位	No. 1槽	m	機器類点検				運転開始	① ②		機器類点検				名 称	No.	定格	電流値	異常				
			名 称	No.	定格	電流値				脱水助剤注入ポンプ (アルカリ)	1	2.00										
	No. 2槽	m	調整槽	1	—	—		運転停止	① ②	脱水助剤溶解槽攪拌機	2	2.00			脱水助剤溶解装置(フィーダー)	1	0.60	—				
新調整槽 水位	No. 1槽	m	調整ポンプ	1	6.00			運転時間	0.00	時間	コンプレッサー	1	3.20			脱水助剤注入ポンプ	1	2.00				
			苛性ソーダ注入ポンプ	2	6.00					給泥ポンプ	1	6.60			脱水助剤溶解槽攪拌機	1	3.40					
原水処理量		m3/Hr	塩化第二鉄注入ポンプ	1	1.20	—		アルカリ汚泥量		m	脱水助剤溶解装置(フィーダー)	2	6.60			脱水助剤溶解装置(フィーダー)	1	0.60	—			
			凝集助剤A注入ポンプ	2	1.20	—		アルミ汚泥量		m	コンプレッサー	1	3.20			脱水助剤注入ポンプ	2	2.00				
導電率	$\mu\text{s/cm}$		凝集助剤B注入ポンプ	1	1.40	—		ケーキ量(No. 1)		m3	給泥ポンプ	1	6.60			脱水助剤溶解装置(フィーダー)	2	3.20				
原水PH	AM	PM	希硫酸注入ポンプ	1	0.56	—		ケーキ量(No. 2)		m3	脱離液移送ポンプ	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
混和槽PH			凝集助剤B注入ポンプ	2	0.56	—					No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱離液移送ポンプ(フィーダー)	1	3.73				
中和槽PH			混合槽急速攪拌機	1	0.63	—					脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
放流水PH			凝集槽緩速攪拌機	2	0.63	—					No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
放流水量積算量	m3		凝沈槽汚泥搔寄機	1	2.00	—					脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
本日放流量 (9:00~9:00)	m3		凝沈汚泥引抜ポンプ	1	3.73						No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
薬注関係			凝沈汚泥引抜ポンプ	2	6.40						脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
薬品			中和槽急速攪拌機	1	6.20						No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
アルカリ凝集	苛性ソーダ	No. 1	攪拌槽緩速攪拌機	1	3.73						脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
		No. 2	沈殿槽汚泥搔寄機	2	6.00						No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
塩化第二鉄凝集	塩化第二鉄	No. 1	沈殿槽汚泥搔寄機	1	6.00						脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
		No. 2	攪拌ブロワー	2	6.00						No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
中和凝集	凝集助剤A	No. 1	凝集助剤フィーダー	1	8.80						脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
		No. 2	凝集助剤攪拌機	2	8.80						No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
希硫酸凝集	希硫酸	No. 1	給水ユニット	1	0.60	—					脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
		No. 2	薬品残量	2	—						No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
調整ポンプ運転時間			1	—							No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
	①	～	2	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
②			3	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
	③	～	4	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
備考			5	—							No.1反応槽攪拌機	1	1.12			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
6			7	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
8			9	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
10			11	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
12			13	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
14			15	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
16			17	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
18			19	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
20			21	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
22			23	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
24			25	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
26			27	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
28			29	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
30			31	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
32			33	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
34			35	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
36			37	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
38			39	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
40			41	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
42			43	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
44			45	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
46			47	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
48			49	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
50			51	—							No.1反応槽攪拌機	2	3.20			脱水機(ろ布駆動機)	2	3.20				
52			53	—							No.1反応槽攪拌機	1	3.73			脱水機(ろ布駆動機)	1	3.73				
54			55																			



## 出口川湧水処理施設 業務月報

課長	係長	係員	

## 業務打合せ簿

業務名				
業務箇所		町	施行年度	令和 年度
発議者		<input type="checkbox"/> 府中市 <input type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日
発議事項		<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他( 情報提供 )		
(内容)				
処理 回答	府中市 受注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> その他( )		
回答	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他( )		

# 府中市出口川湧水処理場

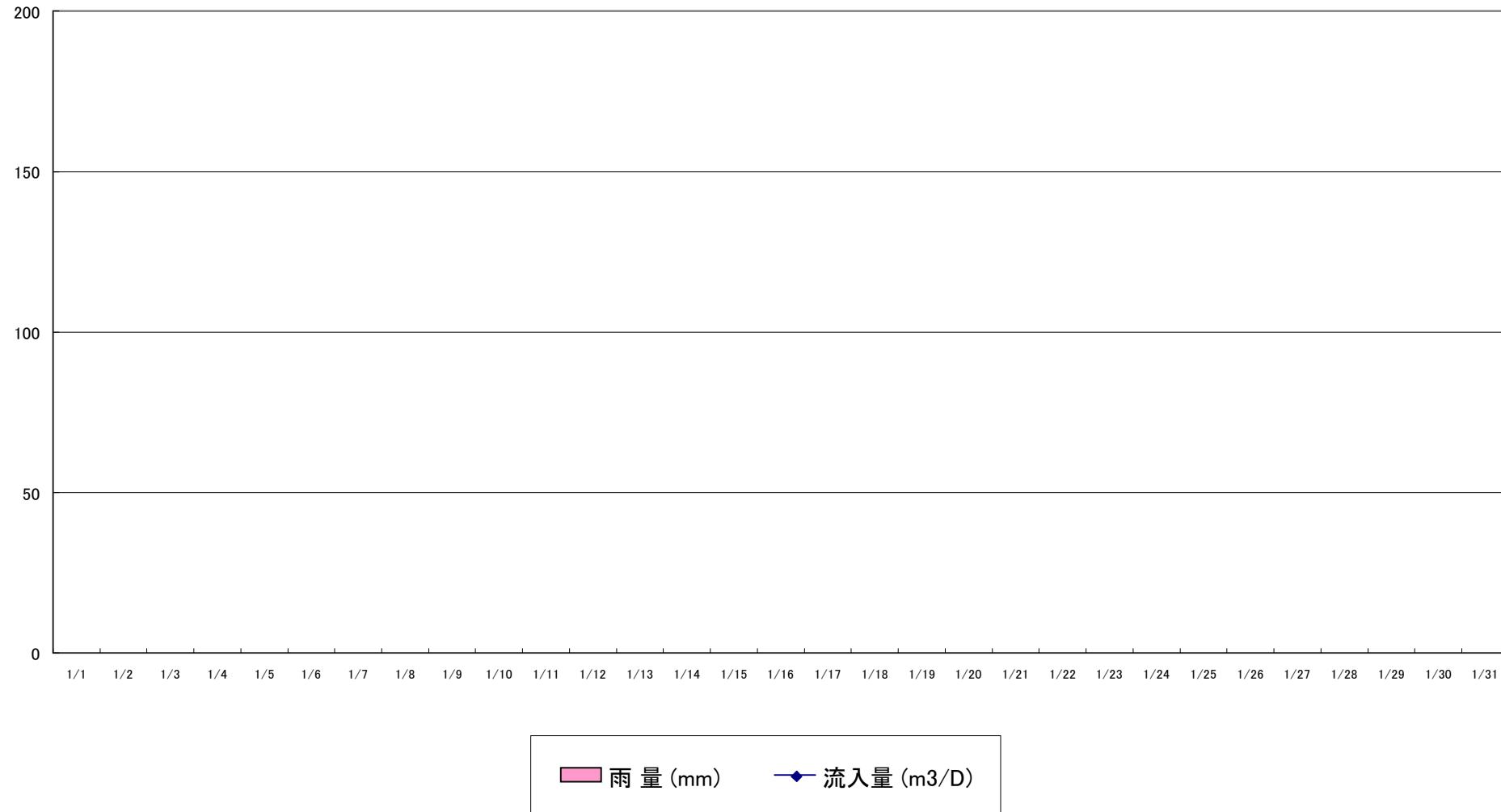
## 水 量 他 計 算 書

令和 年 月 分

## 府中市出口川湧水処理場 水量他一覧表

令和 年 月 分

## 令和 年 月 流入量・雨量グラフ



# 毒 物 劇 物 管 理 簿

施設名 出口川湧水処理施設  
 品 名 劇物 (名称: 苛性ソーダ・25%)

令和 年 月

日付	入荷量 [kg]	入荷累計 [kg]	残 量 [リットル] x 1.28=[kg]	累計使用量 [kg]	本日使用量 [kg]
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計			—	—	—
備 考	(固形換算入荷量) (固形換算入荷累計)				
				責任者	担当者
				..	..

## 薬品管理簿

施設名 出口川湧水処理施設  
 品名 (名称:塩化第2鉄・39%)

令和 年 月

日付	入荷量 [kg]	入荷累計 [kg]	残 量 [リットル] x 1.40 = [kg]	累計使用量 [kg]	本日使用量 [kg]	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
計			—	—	—	
備 考					責任者	確認者
					..	..

## 毒 物 劇 物 管 理 簿

施設名 出口川湧水処理施設  
 品 名 劇物 (名称: 硫酸・75%)

令和 年 月

日付	入荷量 [kg]	入荷累計 [kg]	残 量 [リットル] × 1.674 = [kg]	累計使用量 [kg]	本日使用量 [kg]
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
計			—	—	—

備 考		
	責任者	確認者
	..	..

## 薬品管理簿

施設名 出口川湧水処理施設  
 品名 (名称:クリフロック PA-322)

令和 年 月

日付	入荷量 [kg]	入荷累計 [kg]	残 量 [kg]	累計使用量 [kg]	本日使用量 [kg]
1			—		
2			—		
3			—		
4			—		
5			—		
6			—		
7			—		
8			—		
9			—		
10			—		
11			—		
12			—		
13			—		
14			—		
15			—		
16			—		
17			—		
18			—		
19			—		
20			—		
21			—		
22			—		
23			—		
24			—		
25			—		
26			—		
27			—		
28			—		
29			—		
30			—		
31			—		
計			—	—	—

備 考		
	責任者	確認者
	..	..

## 薬品管理簿

施設名 出口川湧水処理施設  
 品名 (名称:イシフロック IA-308)

令和 年 月

日付	入荷量 [kg]	入荷累計 [kg]	残 量 [kg]	累計使用量 [kg]	本日使用量 [kg]	
1			—			
2			—			
3			—			
4			—			
5			—			
6			—			
7			—			
8			—			
9			—			
10			—			
11			—			
12			—			
13			—			
14			—			
15			—			
16			—			
17			—			
18			—			
19			—			
20			—			
21			—			
22			—			
23			—			
24			—			
25			—			
26			—			
27			—			
28			—			
29			—			
30			—			
31			—			
計			—	—	—	
備 考					責任者	確認者
					..	..

## 薬品管理簿

施設名 出口川湧水処理施設  
 品名 (名称:イシフロック IA-202)

令和 年 月

日付	入荷量 [kg]	入荷累計 [kg]	残 量 [kg]	累計使用量 [kg]	本日使用量 [kg]
1			—		
2			—		
3			—		
4			—		
5			—		
6			—		
7			—		
8			—		
9			—		
10			—		
11			—		
12			—		
13			—		
14			—		
15			—		
16			—		
17			—		
18			—		
19			—		
20			—		
21			—		
22			—		
23			—		
24			—		
25			—		
26			—		
27			—		
28			—		
29			—		
30			—		
31			—		
計			—	—	—

備 考		
	責任者	確認者
	..	..

## 毒物劇物タンク貯蔵所

## 定期検査結果記録

検査年月日 令和 年 月 日

検査実施者

検査箇所	タンク種類 検査項目	No.1 苛性ソーダ貯槽 苛性ソーダ(25%) ( 40 m3)		No.2 苛性ソーダ貯槽 苛性ソーダ(25%) ( 40 m3)	
		材質	結果	材質	結果
流入配管	配管に亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。 薬品名が明記してあること。	PVC		PVC	
受入バルブ	バルブに亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。 開閉状況が明確なこと。	材質	結果	材質	結果
		PVC		PVC	
タンク	タンクに亀裂等が無いこと。 腐蝕・劣化等が無いこと。 基礎に固定されていること。	材質	結果	材質	結果
		FRP		FRP	
基礎	不等沈下の無いこと。 基礎ボルトが堅固なこと。	材質	結果	材質	結果
		RC造		RC造	
取出配管	配管に亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。	材質	結果	材質	結果
		PVC		PVC	
取出バルブ	バルブに亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。 開閉状況が明確なこと。	材質	結果	材質	結果
		PVC		PVC	
薬注ポンプ	漏れ等が無いこと。 架台に固定されていること。	型式	結果	型式	結果
		ダイヤフラム 方式		ダイヤフラム 方式	
ポンプ配管	配管に亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。	材質	結果	材質	結果
		PVC		PVC	
備 考					

毒物劇物他タンク貯蔵所

定期検査結果記録

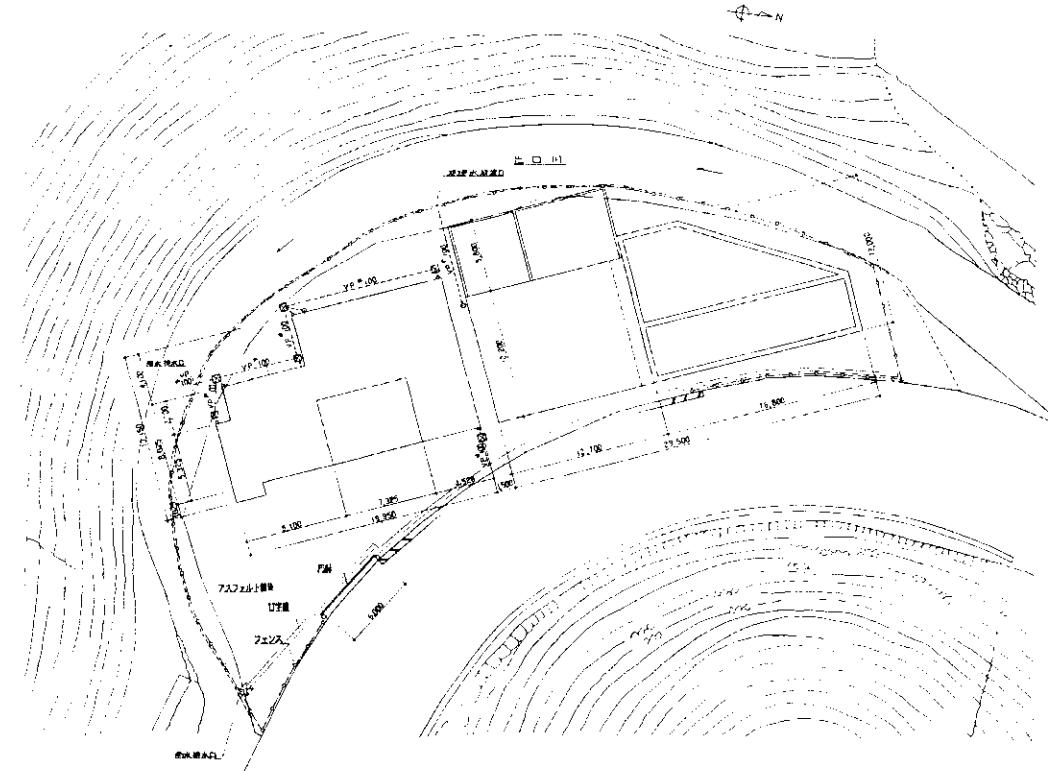
検査年月日 令和 年 月 日

検査実施者

検査箇所	タンク種類 検査項目	希硫酸貯槽 硫酸(75%) ( 4 m3)	塩化第二鉄貯槽 塩化第二鉄(38%) ( 20 m3)		
流入配管	配管に亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。 薬品名が明記してあること。	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果
	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果	
受入バルブ	バルブに亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。 開閉状況が明確なこと。	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果
	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果	
タンク	タンクに亀裂等が無いこと。 腐蝕・劣化等が無いこと。 基礎に固定されていること。	材質 FRP	結果 FRP	材質 FRP	結果
	材質 FRP	結果 FRP	材質 FRP	結果	
基礎	不等沈下の無いこと。 基礎ボルトが堅固なこと。	材質 RC造	結果 RC造	材質 RC造	結果
	材質 RC造	結果 RC造	材質 RC造	結果	
取出配管	配管に亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果
	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果	
取出バルブ	バルブに亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。 開閉状況が明確なこと。	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果
	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果	
薬注ポンプ	漏れ等が無いこと。 架台に固定されていること。	型式 ダイヤフラム 方式	結果 ダイヤフラム 方式	型式 ダイヤフラム 方式	結果
	型式 ダイヤフラム 方式	結果 ダイヤフラム 方式	型式 ダイヤフラム 方式	結果	
ポンプ配管	配管に亀裂等が無いこと。 接続部に漏れ等が無いこと。	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果
	材質 PVC	結果 PVC	材質 PVC	結果	
備 考					

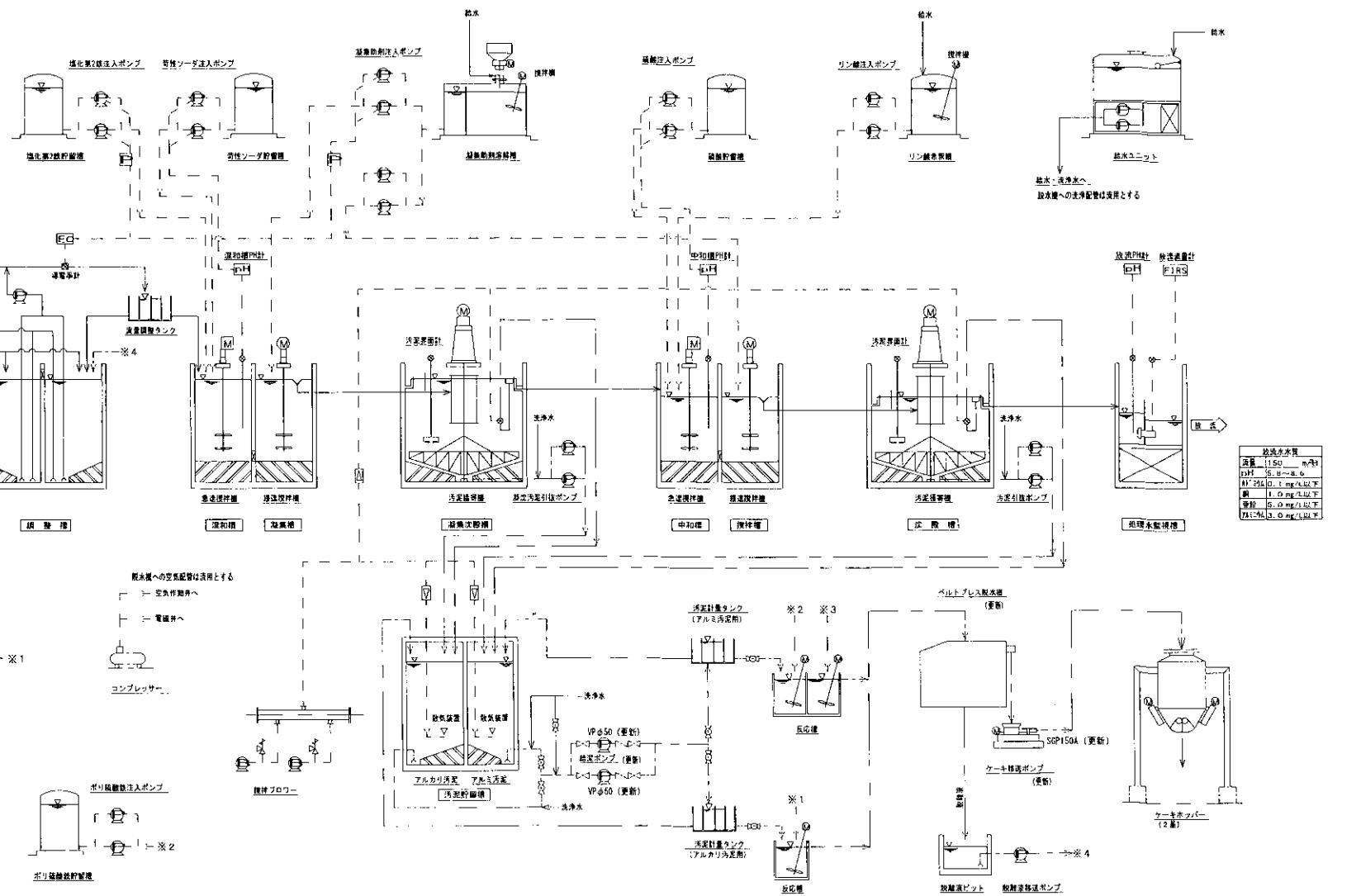
昭和 6.2 年度	測量
区分	福山市出石山地水理施設整備工事
種別	
図面 名前	全体平面図
二重線所	出石山 滝谷地帯

広島県福山市



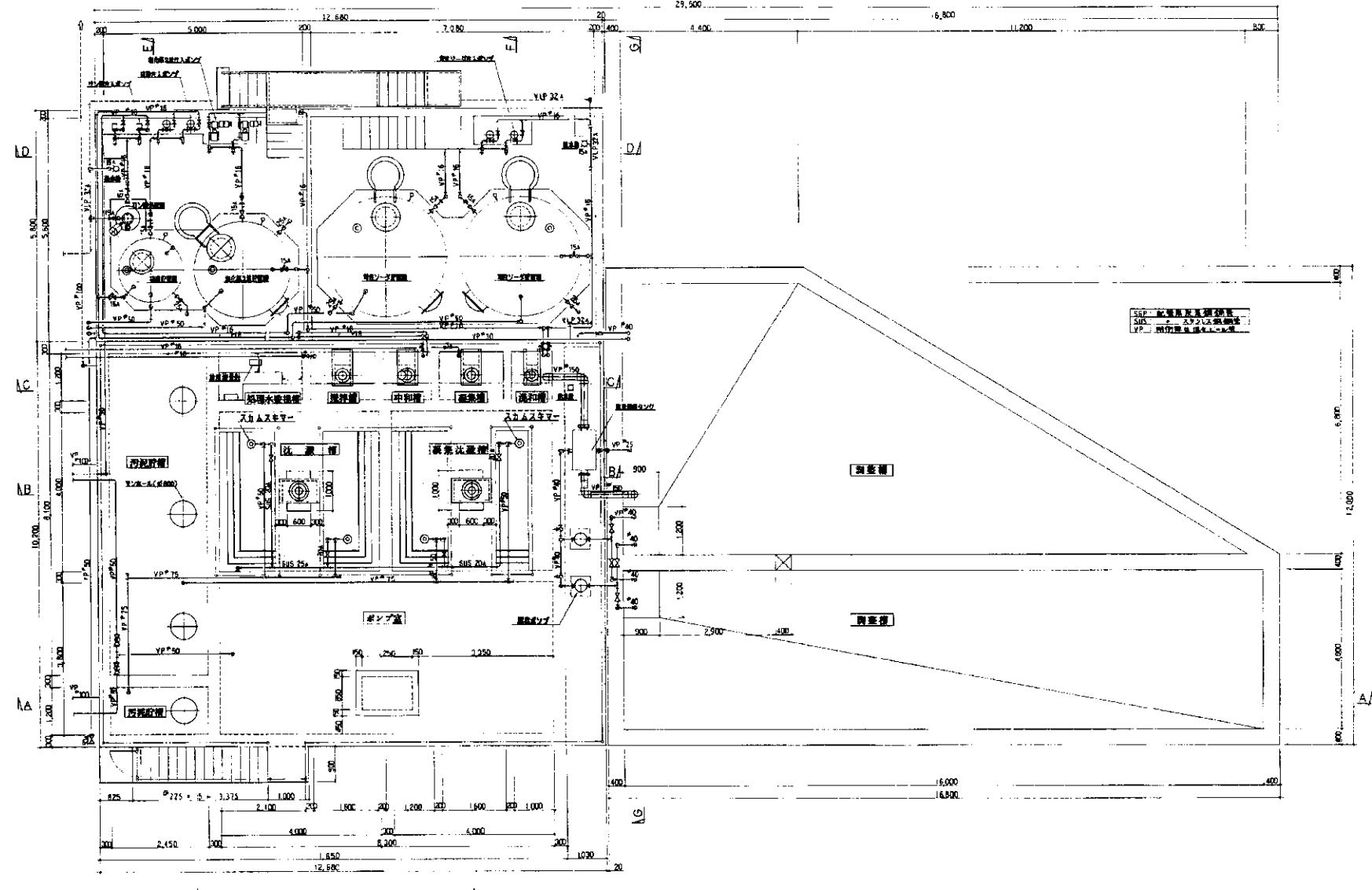
「全体」計画図 S=1/200

平成28年度		認定 書号	M-2 6
区分			
種別	府中市出口川河原町地区排水管渠（解体・更新）設計施工		
面 名 称	機械設備フローシート (更新)	縮尺	1/500
工事場所	府中市荒谷町地内		
広島県府中市			



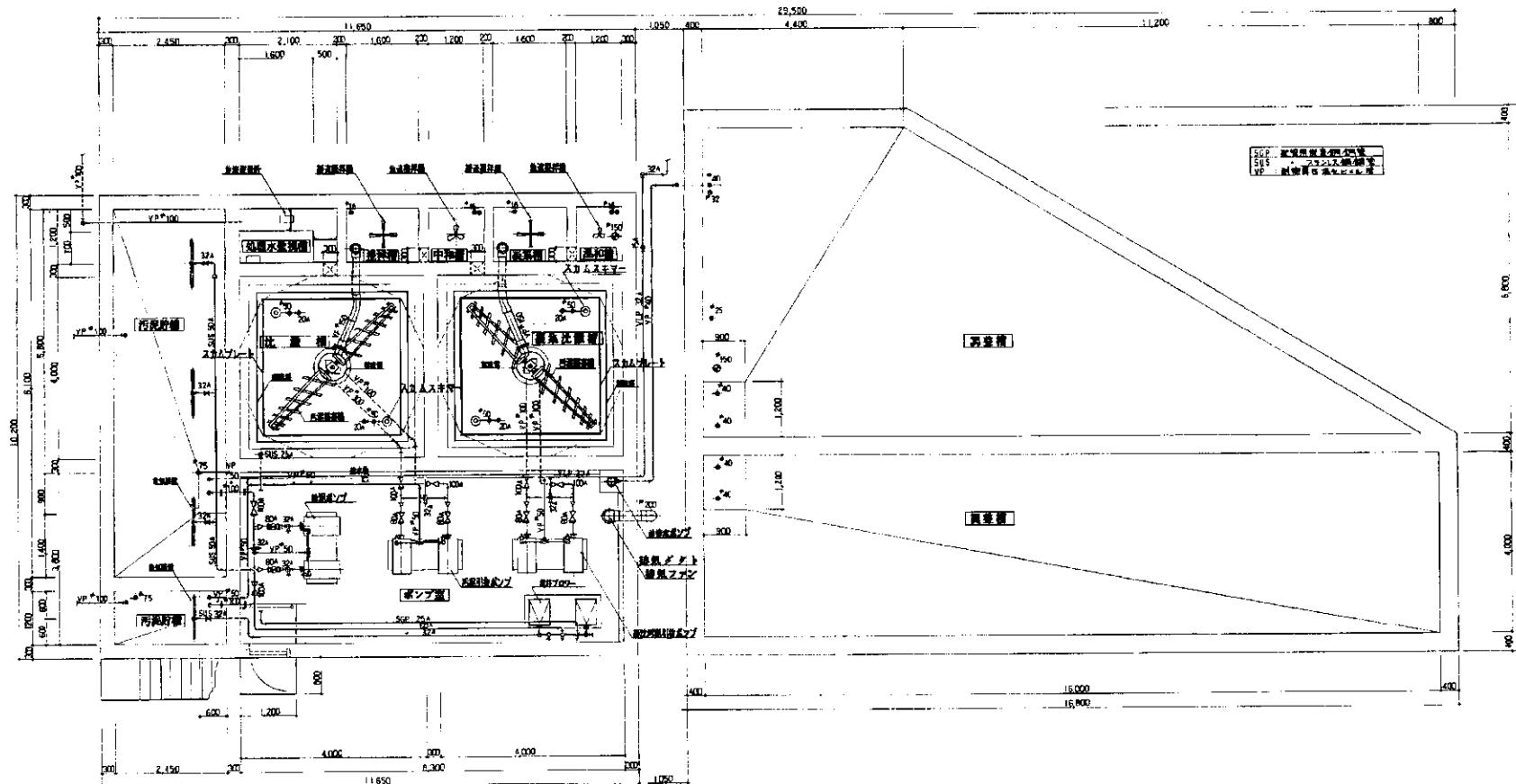
昭和五〇年一月	提出 者印
区分	佐伯市...川瀬水处理場空調室
種類	
図面 名前	設備平面図その1
原寸 表示	府中市荒木町

広島県府中市



昭和 62 年度	□
□	□
区分	新規計画・既設水道開発区域(第Ⅱ期)
種別	□
図面 名稱	設備平面図その2
作成者	□
印字者	□

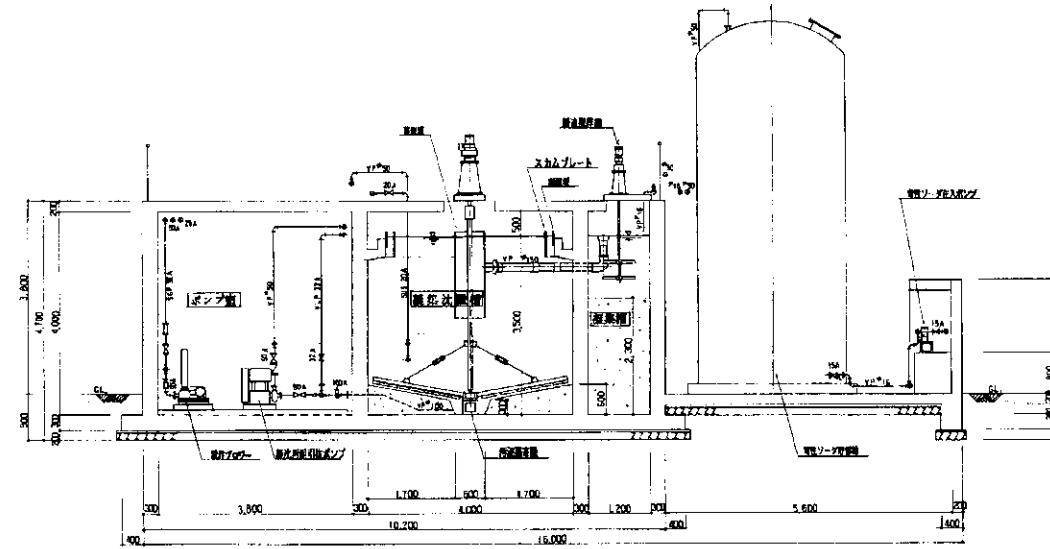
広島県府中市



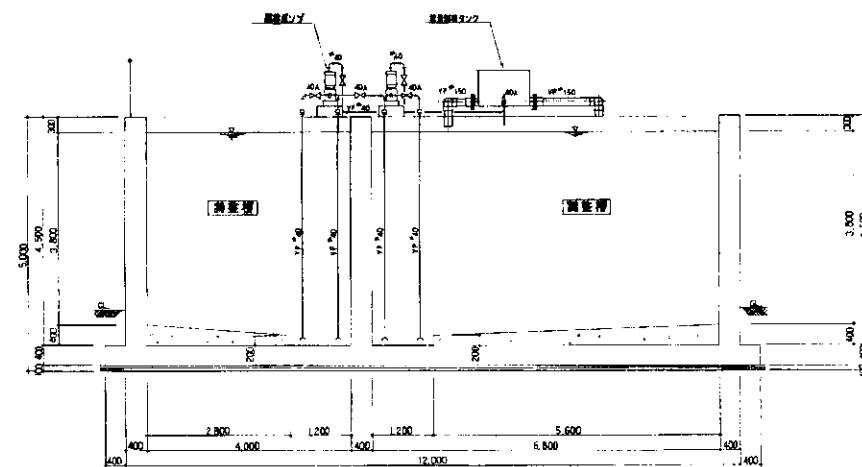
平断面図 S=1/50

昭和五十二年度	西面 裏面
区分	地中直埋式雨水処理施設貯留槽上部
種別	
西面 裏面 名前	設備断面図その3
事務所	広島県府中市 府中市常磐町

広島県府中市

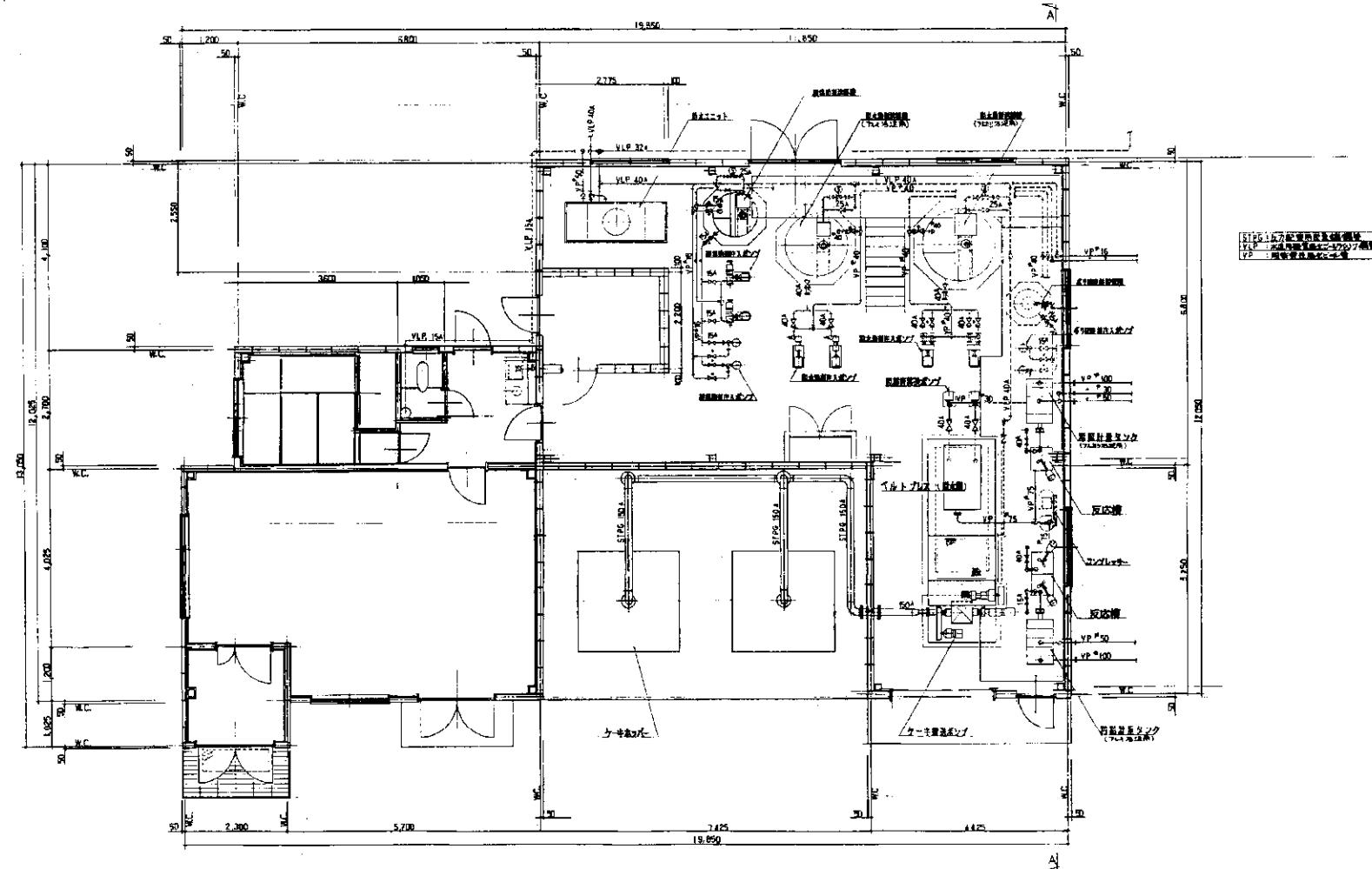


F-F 断面图 S=1/50



G-G 藏面图 S-1/50

昭和62年度		認可 登録
区分	佐世保市日高水道港湾設備工事	
種別	管理棟設備平面図	
認可登録名		
申請者	財中石川町	

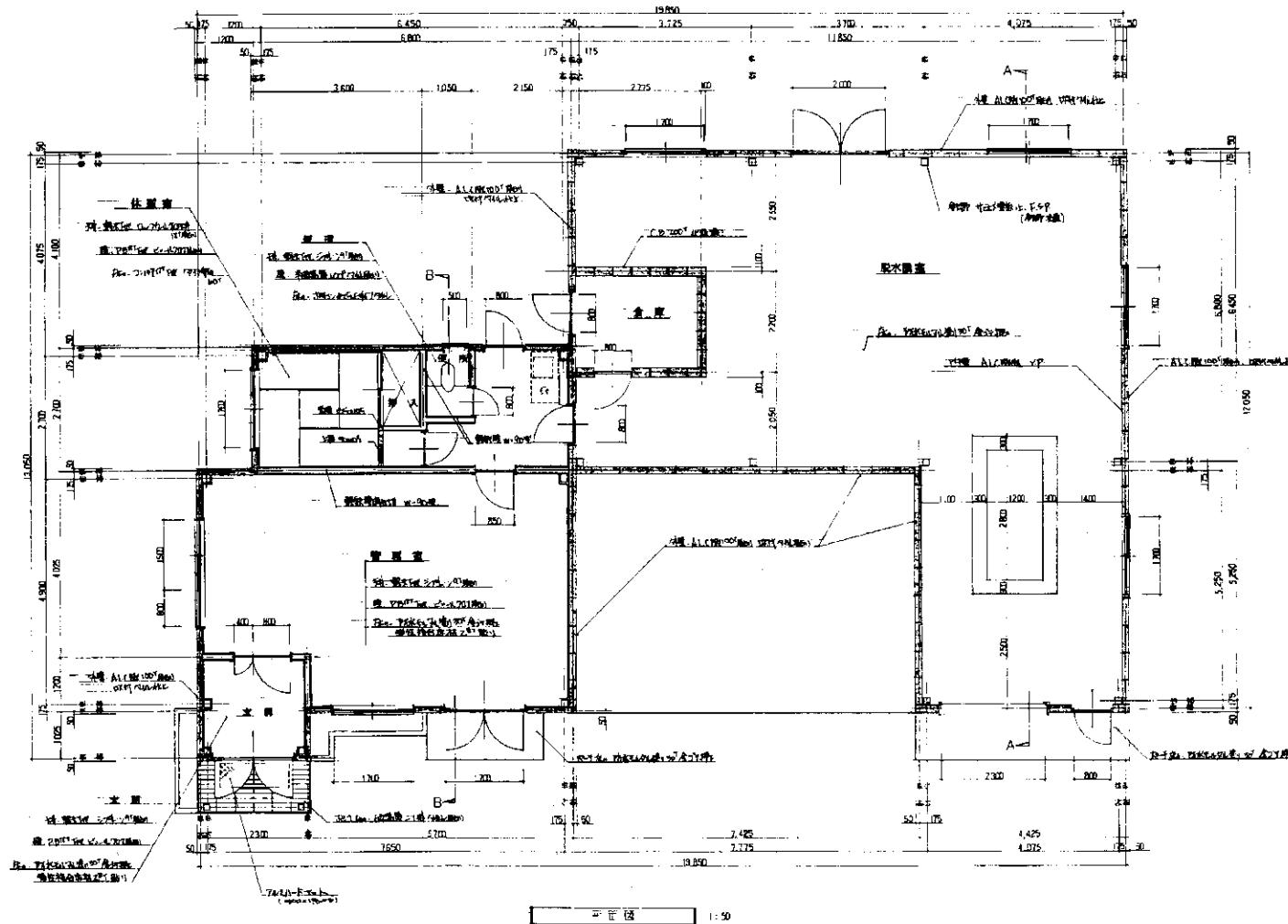


平圖圖 5-15

昭和62年度	西山 喜村
区分	高松市立川端水道管理事務所第一課
種別	
図面 名稱	管理棟平面図
事業所	高松市川端町

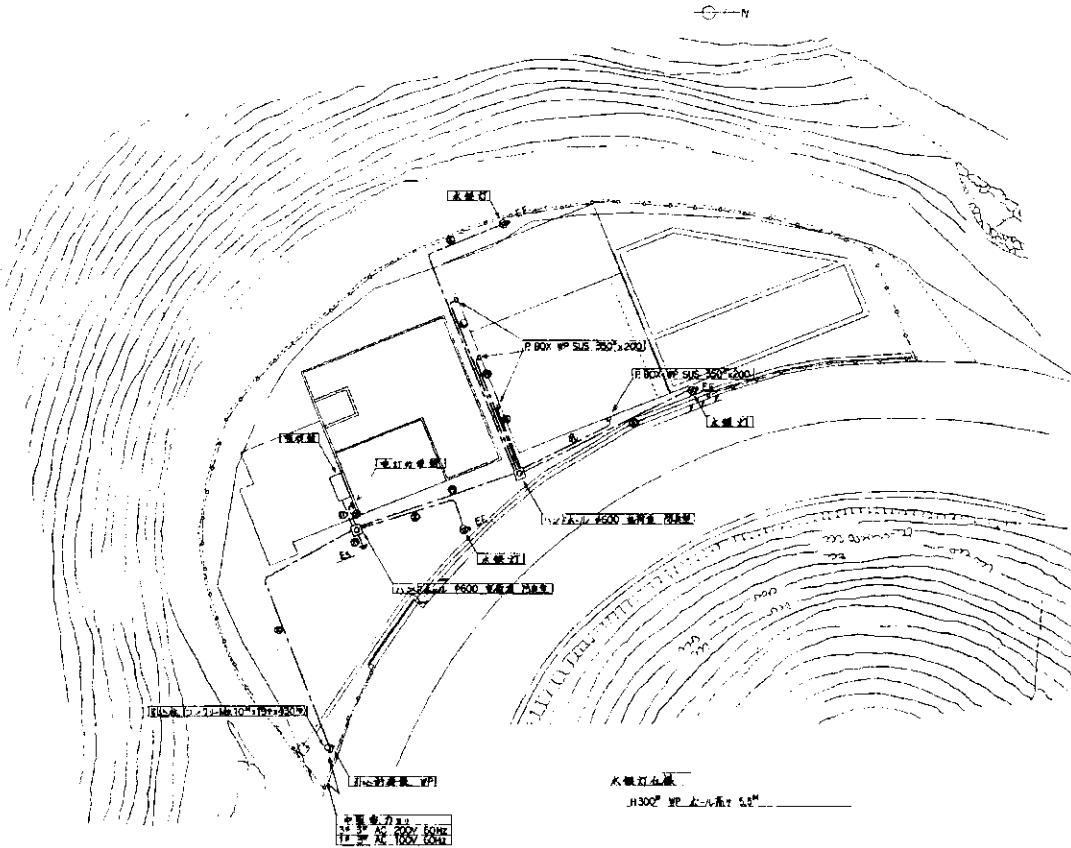
広島県府中市

広島県府中市



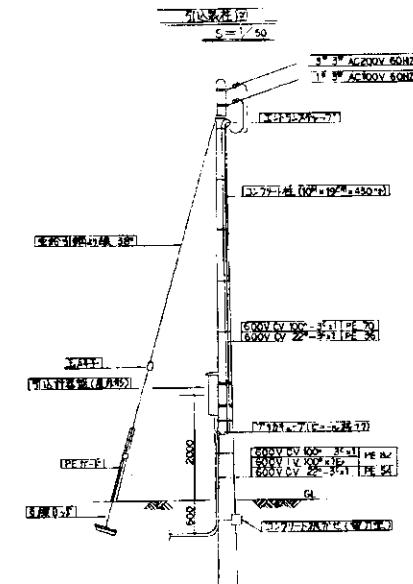
昭和62年度	四面 等号	
区分	原市中市清水地蔵堂区役所	
增加		
四面 名稱	場内配線図	新 小
革新事例	原市中市清水地蔵堂区役所	

広島県府中市



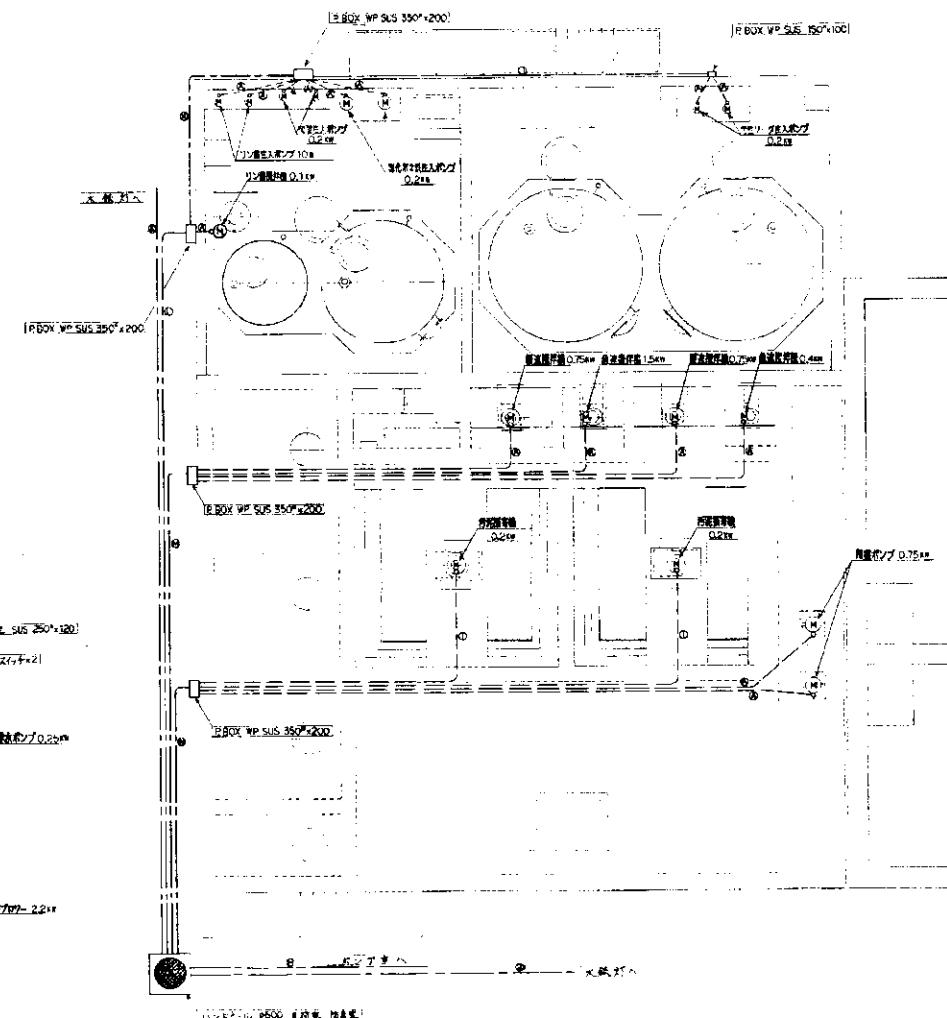
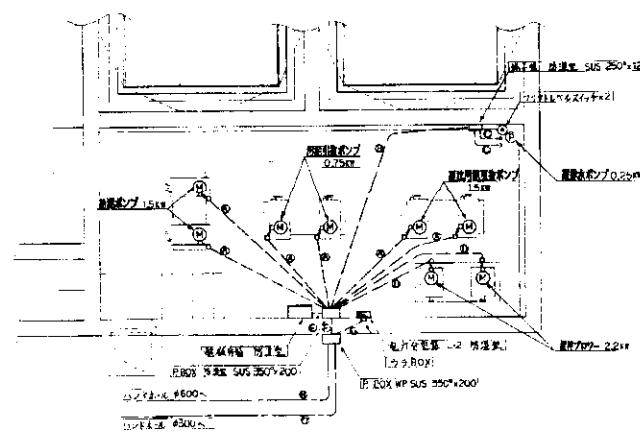
場内配線圖 (内蔵及外動力配線)

$$S = \frac{1}{2} \omega_0$$



昭和62年度		回数 等号
区分	府中市・川崎市・横浜市・鎌倉市・藤沢市	
種別	動力配線図	
回数 名稱	主幹	
工事番号	府中市 岩谷町	

		品種	品種	品種
A	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	
	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	
B	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	
	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	
C	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	付属品: 1-12
	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	
D	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	
	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	
E	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	
	5000V	CV 55-1-1	PE 28a1	
F	5000V	CV 55-1-1	CP 70a2	
	5000V	CV 55-1-1	CP 70a2	
G	5000V	IV 55-1-1	CP 30a1	
	5000V	IV 55-1-1	CP 30a1	
H	5000V	IV 55-1-1	PE 70a2	
	5000V	IV 55-1-1	PE 70a2	
I	5000V	IV 55-1-1	PE 28a1	
	5000V	IV 55-1-1	PE 28a1	
J	5000V	IV 55-1-1	PE 28a1	
	5000V	IV 55-1-1	PE 28a1	
K	5000V	IV 55-1-1	PE 62a1	
	5000V	IV 55-1-1	PE 62a1	
L	5000V	IV 55-1-1	PE 62a1	
	5000V	IV 55-1-1	PE 62a1	
M	5000V	IV 55-1-1	PE 70a1	
	5000V	IV 55-1-1	PE 70a1	
N	5000V	CV 55-1-1	PF 5a1	
	5000V	CV 55-1-1	PF 5a1	
P	5000V	CV 55-1-1	CP 28a1	

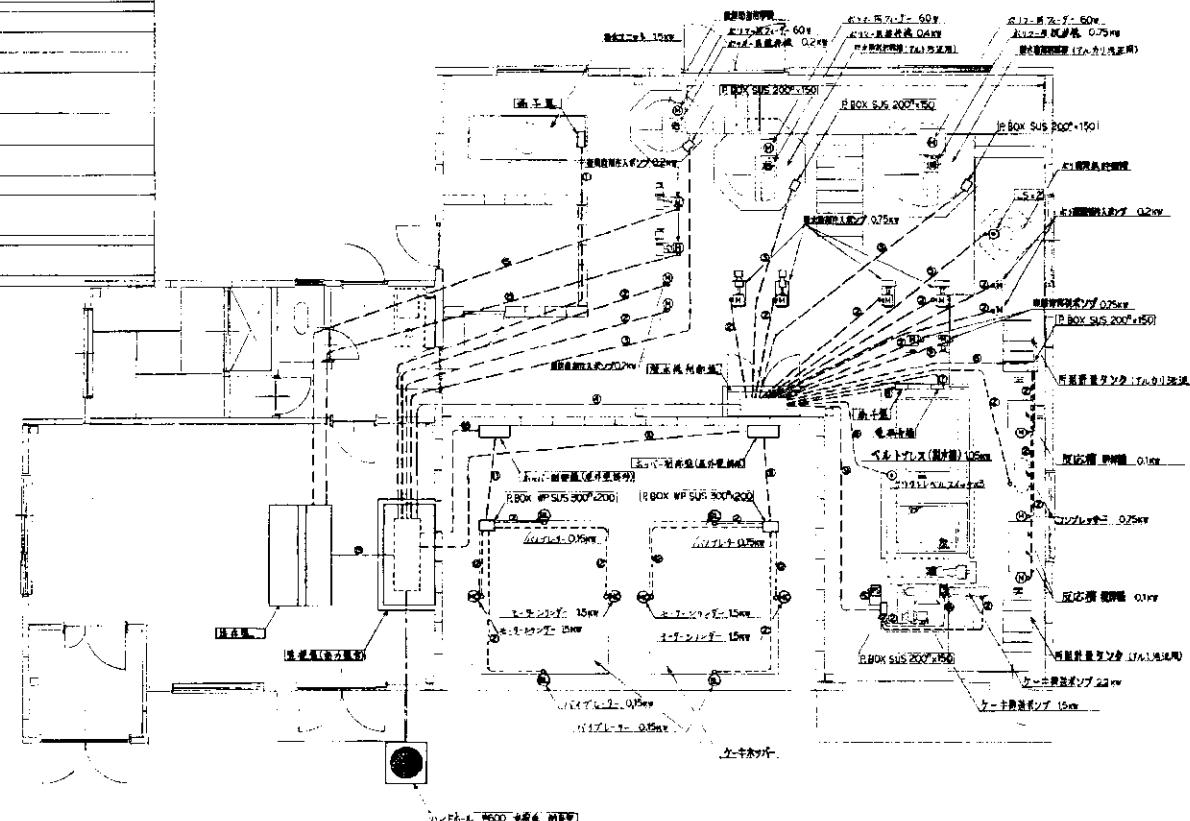


動力配線回路(電源側)

$$S = 1 \frac{1}{2} \pi$$

昭和62年度		高麗 書号
区分	兵庫市立中学校運営費収支予算	
種別		
図面 名稱	動力配線図その2	
工事場所	兵庫市立中学校	

No.	標本名	性別	年齢
1	60001 CV 55°-3-1	CP 36x1	
2	60002 CV 55°-4-1	CP 36x1	
3	60003 CV 55°-4-1	CP 36x2	
4	60004 CV 55°-4-1	CP 22x1	
5	60005 CV 55°-4-1	HIVE 82x2	
6	60006 CV 55°-4-1	CP 22x1	
7	60007 CV 55°-4-1	CP 36x2	
8	60008 CV 55°-4-1	CP 36x1	
9	60009 CV 55°-4-2	CP 36x2	
10	60010 CV 55°-4-1	CP 36x2	
11	60011 CV 55°-4-1	PE 36x2	
12	60012 CV 55°-4-1	PE 36x3	
13	60013 CV 55°-4-1	PE 20x1	
14	60014 CV 55°-4-1	PE 20x2	
15	60015 CV 55°-4-1	HIVE 82x1	
16	60001 CV 55°-5-1	HIVE 82x2	
17	60002 CV 55°-5-1	CP 22x1	
18	60003 CV 55°-5-2	CP 20x2	
19	60004 CV 55°-5-1	CP 20x4	
20	60005 CV 55°-5-1	CP 36x1	

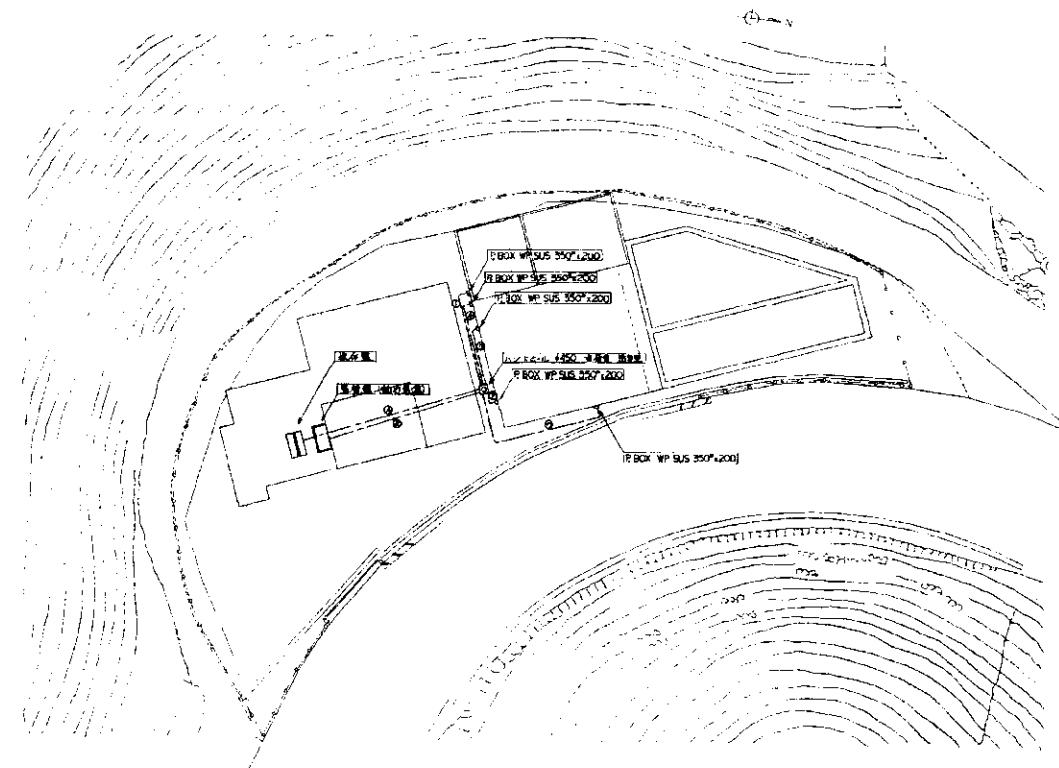


#### 動力配線圖 (管理機制)

$$S \approx 1$$

昭和 62 年度	測量
区分	内山町上山南本坑排水施設工事
種別	
図面 名稱	計装場内配線図
立地場所	広島県府中市 内山町上山南本坑排水施設工事

広島県府中市



(注) 水槽、配管及び計装機械等(處理水槽)を示す。

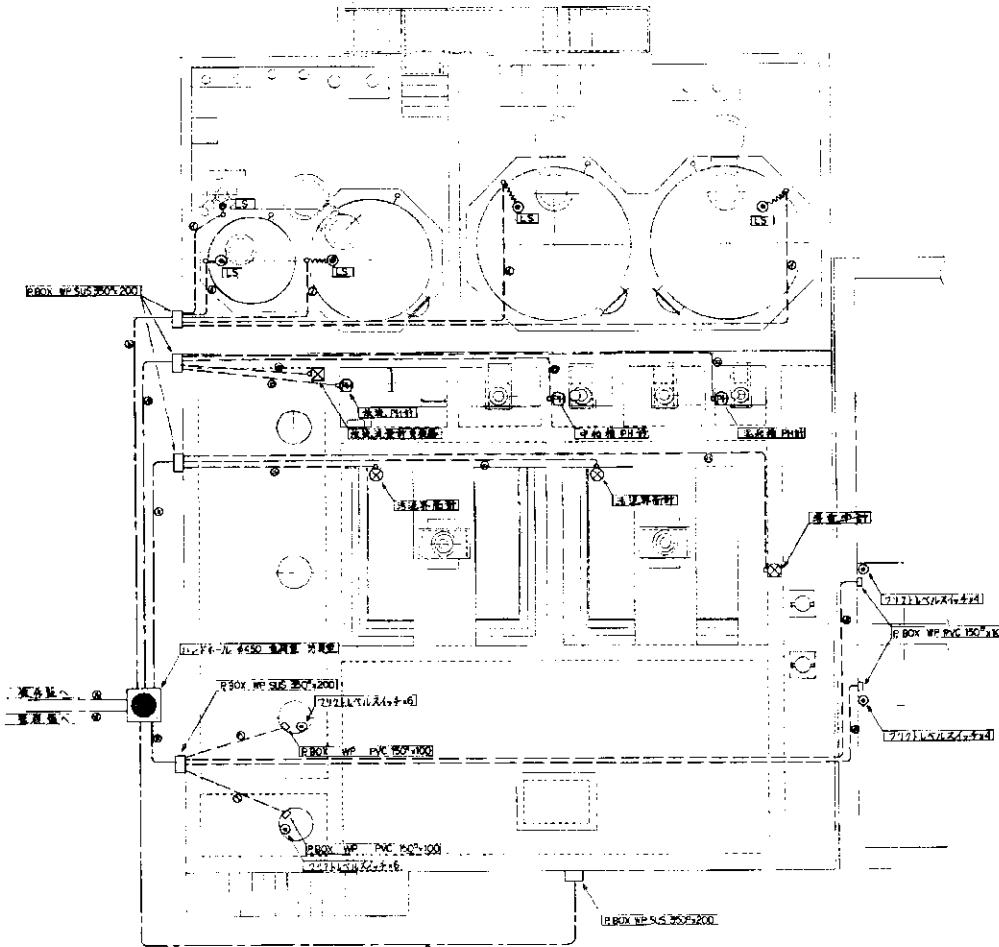
場内配線図(鉛筆)

S=1/200

昭和62年度		認可 番号
区分	府中市計画河川整備施設第二工事	
種別		
図面 名稱	計画配線図	版...
工程番号	府中市第一管	

広島県府中市

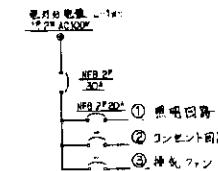
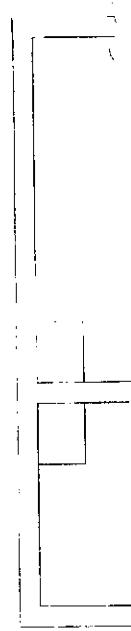
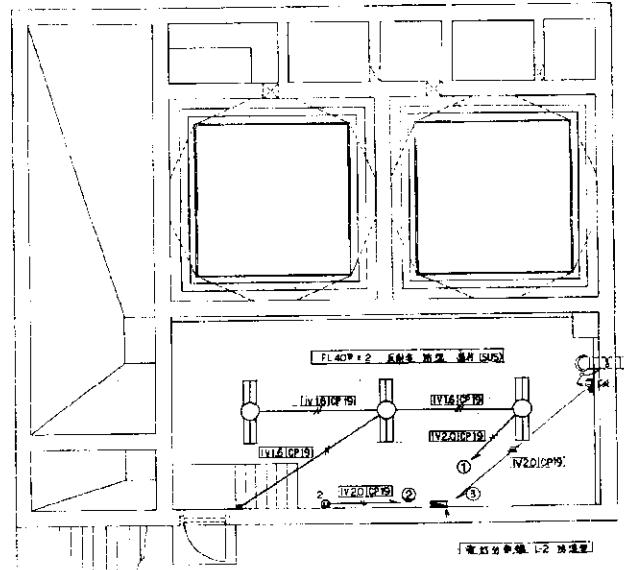
1	CIVS	2-3-1	HIVE 2B1	
2	SOORY IV	25-3-1	CP 2B1	
3	CIVS	2-3-1	CP 2B1	
4	SOORY IV	25-3-1	CP 2B1	
5	CIVS	2-3-1	CP 2B1	
6	CIVS	2-3-1	CP 2B1	
7	CIVS	2-3-1	CP 2B1	
8	SOORY IV	25-3-1	PE 5A4	
9	SOORY IV	25-3-1	PE 5A4	
10	CIVS	2-3-1	PE 5A4	
11	SOORY IV	25-3-1	PE 36W	
12	CIVS	2-3-1	PE 36W	
13	CIVS	2-3-2	PE 5A4	
14	CIVS	2-3-2	PE 5A4	
15	CIVS	2-3-1	HIVE 5A4	
16	CIVS	2-3-2	HIVE 5A4	
17	SOORY IV	25-3-1	HIVE 5A4	
18	CIVS	2-3-2	HIVE 70X2	
19	SOORY IV	25-3-1	HIVE 70X2	
20	CIVS	2-3-1	PE 2B1	



新嘉坡總理 (地理水情)  
S-150

昭和62年度	回数 番号
区分	済生会市民病院医療施設等、事
種別	
図面 名前	照明配線図その1
工事場所	府中市荒谷町

広島県府中市



重刊分量版

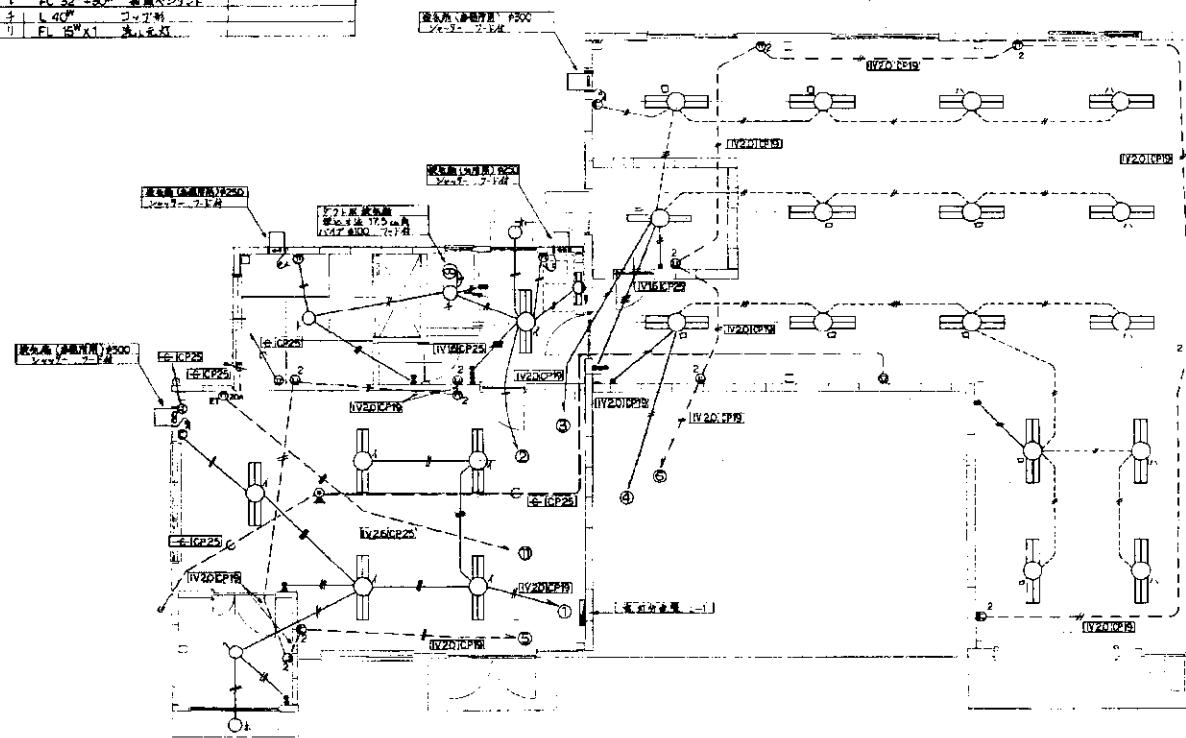
卷之三十一

5

昭和62年8月	日曜
区分	岡山市中区(南木津平野高架上)
場所	
図面 名前	照明配線図その2
監修者	西田
監修用	岡山市中区

広島県府中市

品名	電球在来合板	備考
ア	FL 40W×2 V形直角	
ワ	FL 40W×2 反射鏡付	
ハ	FL 40W×2 反射鏡付 直角	
二	FL 40W×1 V形直角	
△	FC 20W×1 長方形 地面反射	
△	FC 40W×1 長方形	
△	FC 30W~30W 球根ペンダント	
ナ	L 40W コード付	
リ	FL 15W×1 長方形	

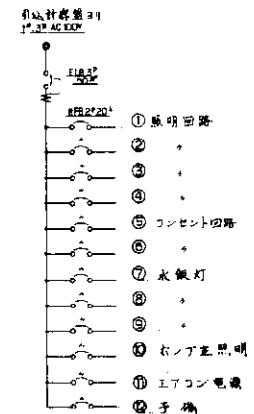


備考

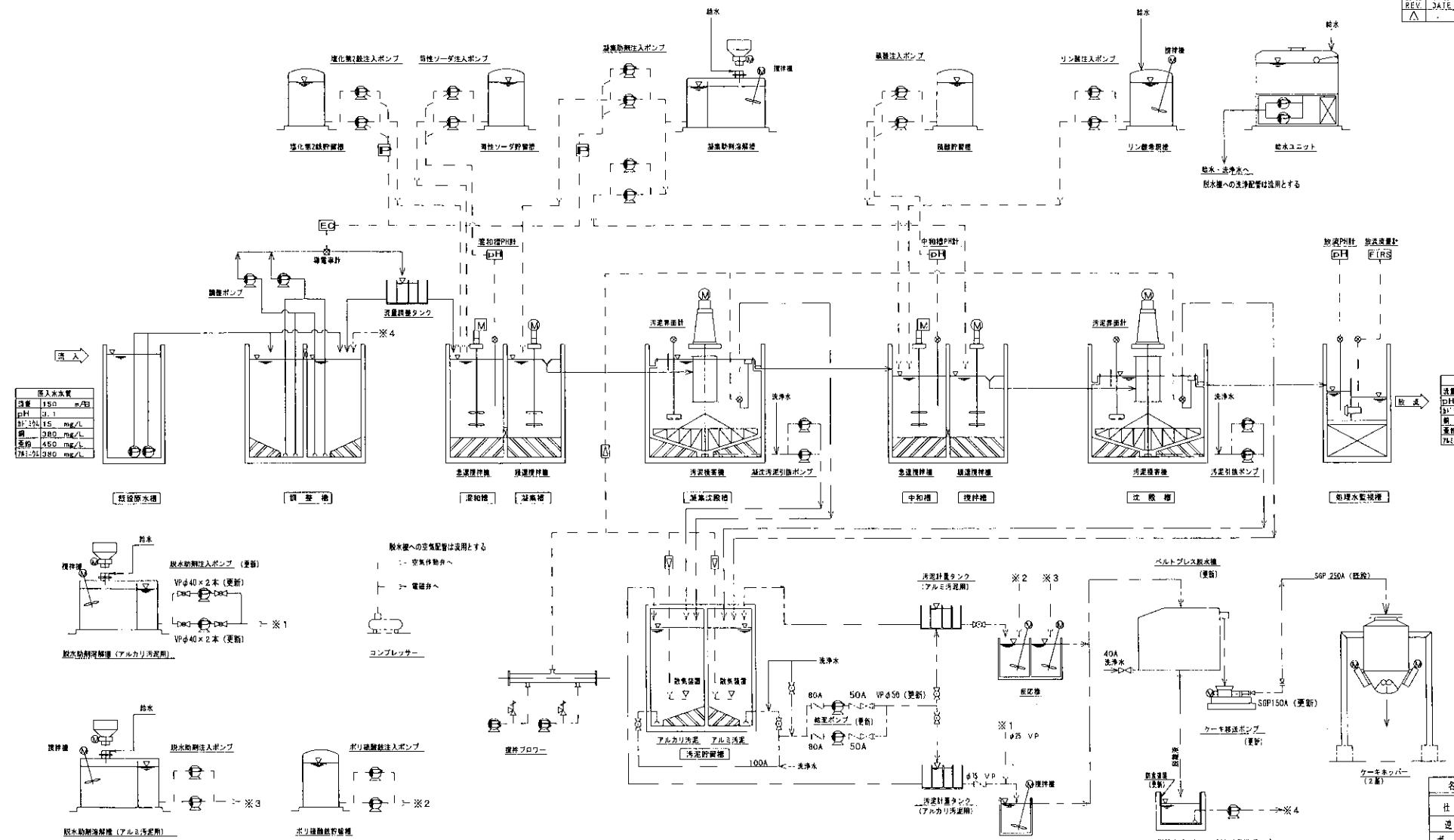
明るさ計電線 実際は LV10 CP19 とする

管理用配線図

S=1/50



変更 REV.	日付 DATE	記事 DESCRIPTION	署名 SIGN
------------	------------	-------------------	------------



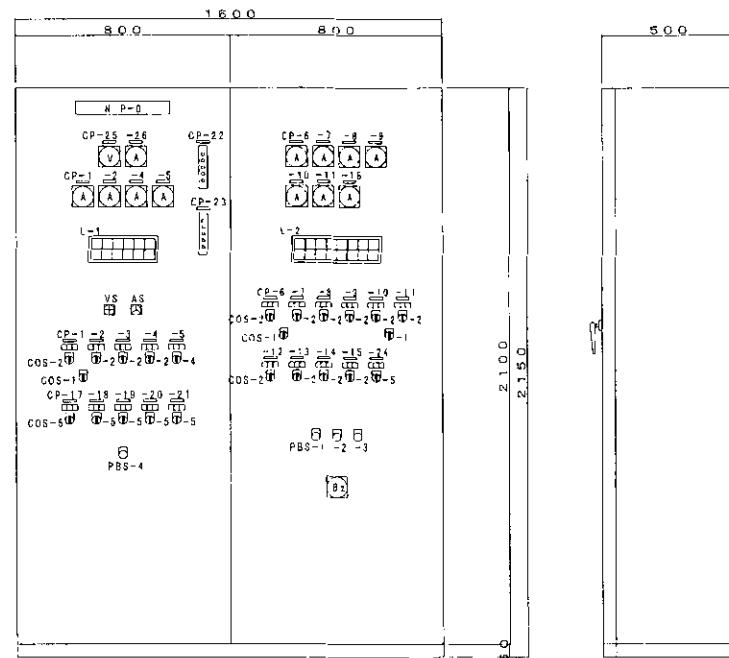
名 称	記 号
仕 切 弁	△
逆 止 弁	▽
ボ ル 弁	□
蝶 形 弁 (バタフライ弁)	○
高 压 弁	△△
低 壓 弁	△△△

### 施工図

承認 APRV'D	担当 CHECK'D	監視 DRAWN	日付 DATE	H29.11.8
<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	第三角法 IN 3 ANGLE
納 入 先 CUSTOMER		府中市様		
路 名 TITLE		機械設備更新フローシート		
工 号 JOB No.		611-671600 国番号 MA01-002		

株式会社フソウ

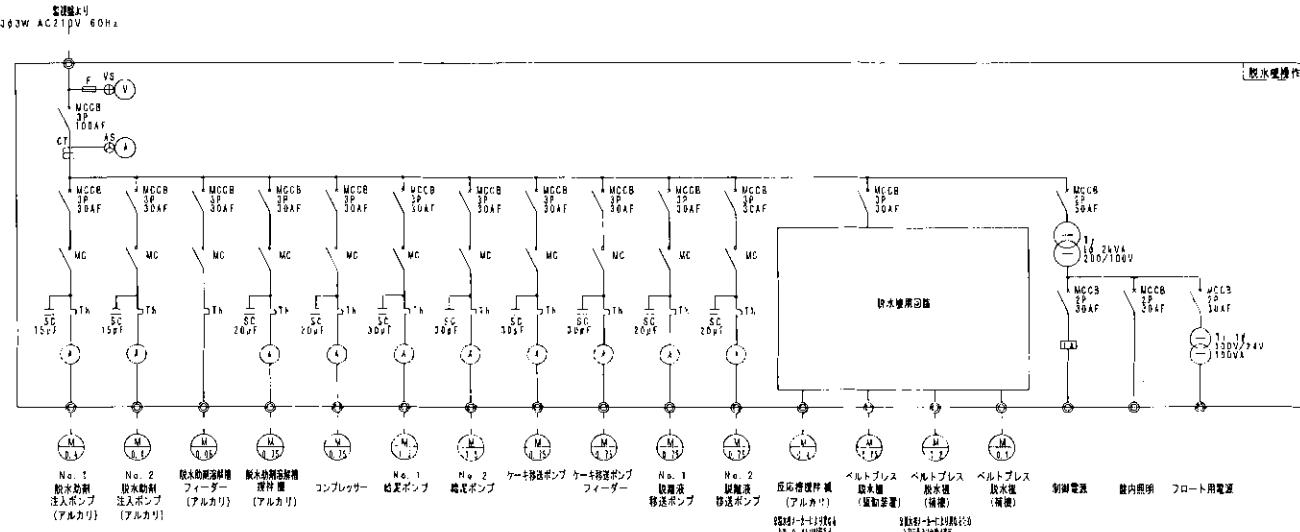
平成28年度		出荷 部品	E-2 11
区分			
種別	府中市出口水道水力学試験汚泥排水管(直通・蛇形) 施工実績		
固面 名 称	脱水機操作盤 外形図・単線結線図	縮 尺	1:10
工事所	府中市 荒谷町 地内		



正 面

側面圖

## 脱水機操作票 (新設)



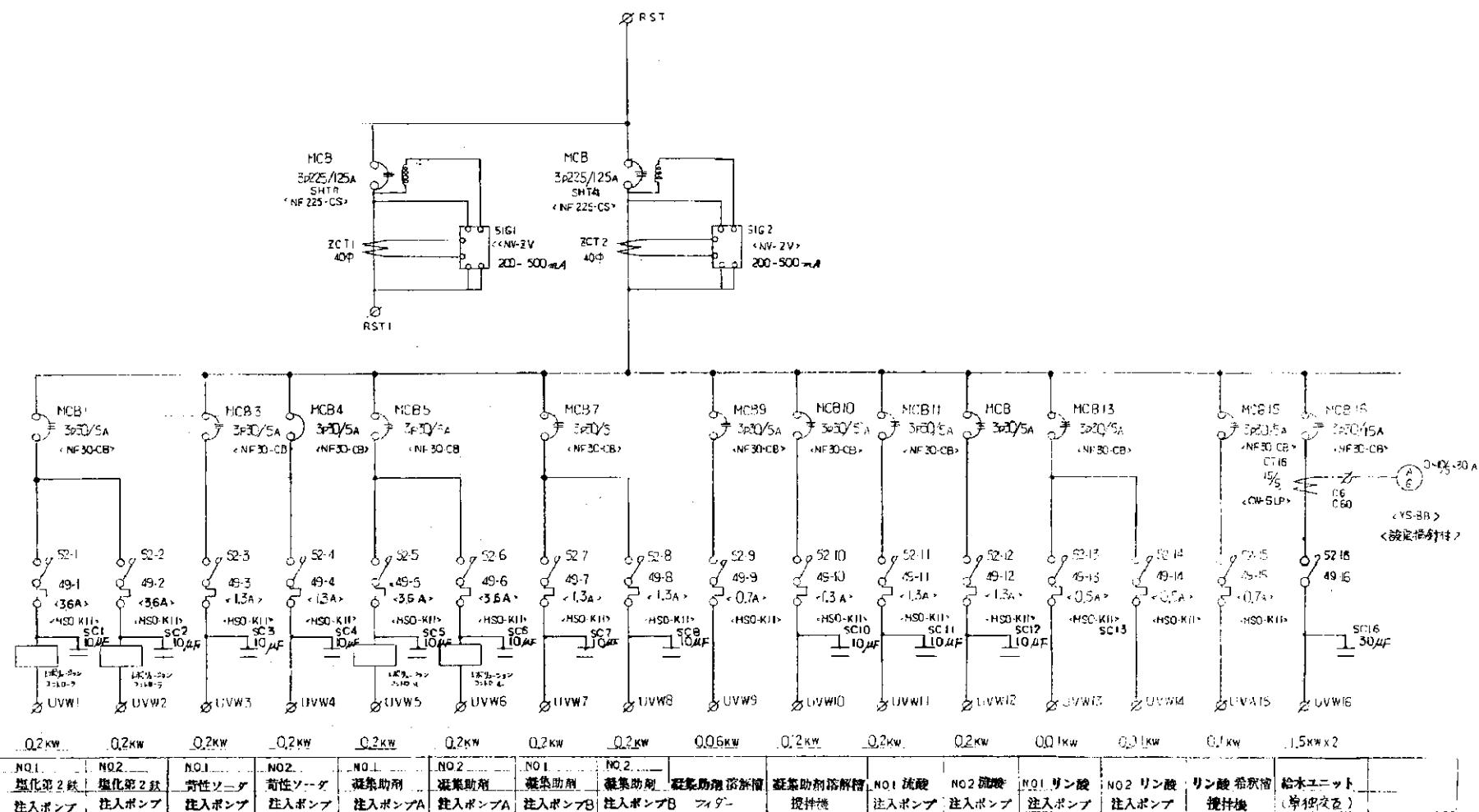
恒樂書局

記号	記号	名前	英語
NP-0		脱氷操作盤	
CP-1	N <sub>o</sub> .1	脱氷剤注入ポンプ (アルカリ)	
CP-2	N <sub>o</sub> .2	脱氷剤注入ポンプ (アルカリ)	
CP-3		脱氷剤注入ポンプ (フッ素)	
CP-4		脱氷剤溶解槽	
CP-5		氷塊運搬車	
CP-6	N <sub>o</sub> .1	起送ポンプ	
CP-7	N <sub>o</sub> .2	起送ポンプ	
CP-8		ケーブル送込ポンプ (ポンプ)	
CP-9		ケーブル送込ポンプ (フッゲー)	
CU-1		脱氷剤溶解ポンプ	
CP-11	N <sub>o</sub> .2	脱氷剤溶解ポンプ	
CP-12		氷塊運搬車	
CP-13		ベルトプレス氷塊機 (堅粕装置)	
CP-14		ベルトプレス氷塊機 (緩粕)	
CP-15		ベルトプレス氷塊機 (緩粕)	
CP-6		ベルトプレス氷塊機	
CP-17		融氷測定弁	
CP-18		脱氷電容器 (アルカリ)	
CP-19	N <sub>o</sub> .1	アルカリ汚泥電磁弁	
CP-20	N <sub>o</sub> .2	アルカリ汚泥電磁弁	
CP-21	N <sub>o</sub> .3	アルカリ汚泥電磁弁	
CP-22		汚泥貯蔵水槽 (アルカリ)	
CP-23		汚泥貯蔵水槽 (フッ素)	
CP-24		汚泥洗浄弁	
CP-25		電磁電磁	
CP-26		電磁電磁	

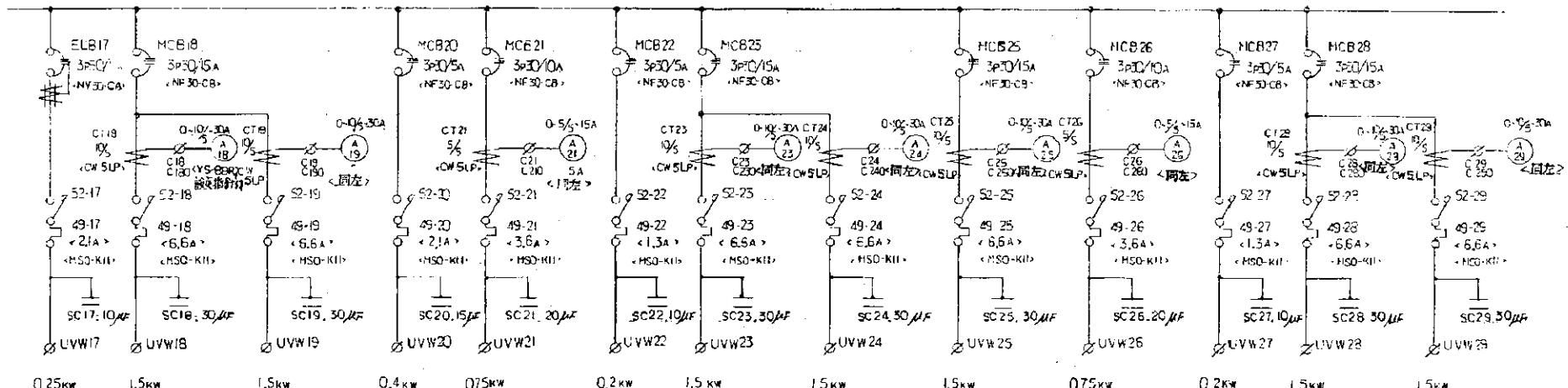
No.	脱水剤 吸水ゴム (アルカリ)	NH <sub>4</sub> Cl 吸水ゴム (アルカリ)	吸水剤 吸水糊 (アルカリ)	吸水剤 吸水糊 (アルカリ)	脱水剤 吸水糊 (アルカリ)	フローレッシャー	コンプレッサー 空気圧
1	水溶性 水溶性 (アルカリ)	水溶性 水溶性 (アルカリ)	吸水糊 ビット 水溶性	吸水糊 ビット 水溶性	吸水糊 ビット 水溶性	予備	予備
2	水溶性 水溶性 (アルカリ)	水溶性 水溶性 (アルカリ)	吸水糊 ビット 水溶性	吸水糊 ビット 水溶性	吸水糊 ビット 水溶性	予備	予備

記号	内 容
CDS-1	切換スイッチ (No. 1-2又はNo. 2)
CDS-2	切換スイッチ (延長・停止・自動)
CDS-3	切換スイッチ (No. 1-No. 2)
CDS-4	切換スイッチ (延長・停止)
CDS-5	切換スイッチ (削一引自動)
PBS-1	厚相スイッチ (ラブレスト)
PBS-2	厚相スイッチ (リセット)
PBS-3	薄相スイッチ (ザード停止)
PBS-4	薄相スイッチ (電気停止) パーツ
VS	電圧調整スイッチ
AS	電気增幅スイッチ

3φ3×210V



湧水処理制御盤 SH NO. B1  
単線結線図 1 ( 9 / )

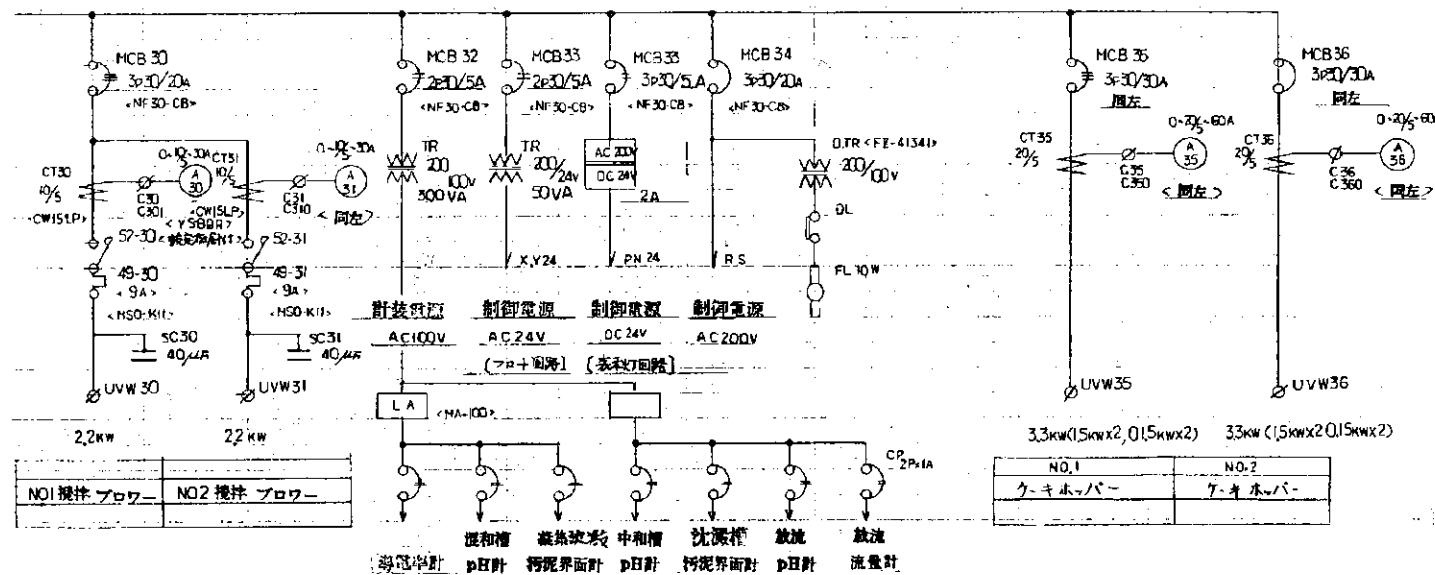


汚水処理制御盤

SH  
NO 82

単線結線図 2

( 10 / )



漏水処理制御盤		SH NO	B3
単線結線図 (II / )			
F	G	H	